

午前9時01分 開会

【福本委員長】 委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨 拶

1 追加議案について（資料1）

【福本委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明

【福本委員長】 説明のとおりかどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 これで、市側職員は退室する。

（総務部長、総務課長 退室）

【福本委員長】 今後の流れについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件については、19日、金曜日の本会議最終日において、上程される見込みであり、提案説明の後、審議・採決を求められるとのことであるので、御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

【福本委員長】 説明のとおりかどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのようにお願いします。

2 常任委員会日程の追加等について（資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5）

（1） 総務常任委員会とこども教育常任委員会の開催について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 本件の経緯を説明する。前回の12月11日の本委員会において資料2-1の申入れが市長から文書で公式にあったことを説明した。これを受け協議された結果、虹の会の石田議員から、12月2日の総務常任委員会と、11月28日のこども教育常任委員会における委員外議員としての自身の発言の取消しの申出があった。発言取消しには、もう一度、総務常任委員会とこども教育常任委員会を開催し、石田議員自身から発言取消しを申し出ていただく必要があると確認されたことを受け、その開催日程は議長に相談の上決定することも含め全会一致で合意された。この日程について、総務常任委員長と、こども教育常任委員長の了承も得て、明日12月18日、木曜日の15時から「こども教育常任委員会」を開催し、その終了後、15時30分から「総務常任委員会」を開催すると決定されたものである。所属会派の議員、特に総務常任委員会、こども教育常任委員会の委員へ、周知をお願いした

いと議長からの依頼である。

【福本委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【石田委員】 私の発言取消しに関してであるが、議事録の確認ができていなかったため、どういった文言の取消しになるか、取消しするかしないかも含めて議事録を見て確認させていただいたが……………。

【福本委員長】 まずは、前回の本委員会での発言取消しの内容を受けての流れを説明している。この後の日程で、発言していただける場があるので、そちらで発言いただいてもよい。

【石田委員】 委員長の進行に従う。

【福本委員長】 ほかになければ、そのようお願いします。

(2) 発言取消しについて

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 委員長の指示により、取り消す発言の具体的な内容の確認を行わせていただく。まず資料の確認をさせていただく。資料2-2は地方自治法第14条である。次に資料2-3がこども教育常任委員会の会議録である。資料2-4が総務常任委員会の会議録である。資料2-5が、石田議員のこども教育常任委員会での発言に関連するもので、言葉として「このように」、と「よう」という2つの言葉の意味が掲載された広辞苑と日本語大辞典の写しを委員長の指示により用意させていただいたものである。ここで資料2-3のこども教育常任委員会会議録と資料2-4総務常任委員会会議録を配付した経緯について委員長の考えを説明させていただく。発言取消しとは、そもそも公開することがふさわしくないとの判断で取り消す行為なので、その発言が記載された会議録を公開の会議である本委員会では資料として配付することは、場合によっては矛盾しかねないものではあるが、本件については、会議録を委員に配付しなければ協議に支障が生じると言わざるを得ないため、委員長として配付すると判断したとのことである。

【福本委員長】 内容は説明させたとおりである。改めて資料2-1を御覧いただきたい。市長からの申入れ書である。この申入れ書の(1)の2項目目を御覧いただきたい。「法律の条文にない事項(地方自治法第14条に「重要な事項」との記載があるかのように発言)を持ち出し、事実と異なることに関する威圧的口調での恫喝」である。このことについて、委員長として確認を進めたい。石田議員の発言は、地方自治法第14条に照らして、正しいと言えないと委員長として判断している。当該部分を事務局から説明させる。

【議事係長】 資料2-3を御覧いただきたい。こども教育常任委員会の会議録である。20ページをお開きいただきたい。まずは、石田議員の発言について、2行目の中央から読み上げる。『地方自治法の第14条にはこのようにあります。「住民の権利、義務に関する重要事項は条例で定める。」です。この上で皆さんに聞いていただきたいのですが、この条例の中には最低基準が書かれていません。書かれているのは、最低基準に合わせると言うふう書いてあるのですが、最低基準そのものは書かれていないのです。伺いたいのですが、最低基準と言うのは重要事項ではないのでしょうか、答弁をお願いします。』と石田議員は発言している。今、読み上げた冒頭部分の『地方自治法の第14条にはこのようにあります。「住民の権利、義務に関する重要事項は条例で定める。」です。』と言い切っている部分は、地方自治法第14条に「重要な事項」との文言は実際には規定されていないので、委員長としては石田議員の発言は正しいとは言えないとのことである。また、その後続く発言も、その発言内容を前提とし

て石田議員が展開している発言なので、正しいとは言えないとのことである。

次に21ページをお開きいただきたい。同じく、これを前提として石田議員が展開している発言であるため正しい発言とは言えないと判断しているとのことである。それでは、順番に説明させていただく。まず5行目の「地方自治法の第14条にとって、最低基準を書いていないことが重要事項を書いていない」との発言。次に2行下の真ん中より少し後ろの「最低基準を重要事項」との発言。次に1行下の一番後ろから次の行へかけての「極めて問題」との発言。次に同じ行の真ん中の「最低基準はどう考えたって重要事項」との発言。次に2行下の真ん中の「重要な事項ですよ」との発言。次に3行下の真ん中から次の行にかけての「重要事項を設けていないということは、これは地方自治法第14条に完全に当たる」との発言。次に同じ行の最後から次の行にかけての「違法立法になるのですよ。違法である」との発言。最後に、次の行の真ん中から少し後ろの「違法状態の重要事項」との石田議員の発言である。

次に資料2-4を御覧いただきたい。総務常任委員会の会議録である。8ページをお開きいただきたい。上から6行目の先頭である。「地方自治法第14条では、権利ですとか何か義務を課すときには、その重要事項は書かなければいけないとなっています」と、言い切っている発言。これを前提として展開している発言として、2行下の真ん中の「規則で重要な部分を定めるというのは課題がある」との発言。

次が最後になるが、11ページをお開きいただきたい。下から6行目を御覧いただきたい。先頭部分からの発言になるが、「地方自治法第14条で重要事項は書かなければいけないと定められています」との発言、ここも定められていると言い切っていると委員長として判断しているとのことである。

【福本委員長】 内容は説明させたとおりである。改めて資料2-2の地方自治法第14条を御覧いただきたい。御覧のとおり地方自治法第14条に「重要事項は条例で定める」との規定はない。このことは、今、この場で委員の皆様にも確認いただけることであると思う。それにもかかわらず、石田議員が「ある」と言い切っていると委員長として判断している発言は次の3点である。順番に説明させていただく。まず1点目である。資料2-3の、こども教育常任委員会の会議録を御覧いただきたい。20ページをお開きいただきたい。上から2行目を読み上げる。『地方自治法の第14条にはこのようにあります。「住民の権利、義務に関する重要事項は条例で定める。」です。』と言い切っている部分である。なお、参考として資料2-5を配付させている。

次に2点目である。資料2-4の総務常任委員会の会議録を御覧いただきたい。改めて8ページをお開きいただきたい。上から6行目を読み上げる。「地方自治法第14条では、権利ですとか何か義務を課すときには、その重要事項は書かなければいけないとなっています」と言い切っている部分である。

続いて3点目である。11ページをお開きいただきたい。下から6行目を御覧いただきたい。先頭部分から読み上げる。「地方自治法第14条で重要事項は書かなければいけないと定められています」と言い切っている部分である。少なくとも、この3点は、委員の皆様から見ても、さらに地方自治法第14条の文言と照らし合わせていただいても、さすがにこれは正しいとは言えないと思う。これは発言取消しを申し出ていただく必要があるのではと、委員長として判断している。理由は大きく2つあるので、順番に説明させていただく。まず、1つ目は、石田議員の発言部分を何度も丁寧に読み返したが、言葉として、私の国語的な理解としても、地方自治法第14条の規定内容として正しいとは言えないことを言い切ってしまうと判断せざるを得ないからである。2つ目は、この会議録を市民の方々が見た時に、地方自治法第14条をどう理解されるかという視点で考えたものである。この石田議員の発言内容では、多くの市民は地方自治法第14条に「重要事項は条例で定める」との規定があると、大きな誤解をしてしまうと思う。そのような誤解はしないと自信を持って言える委員はいないのではないか。市

民の方々は法律に詳しい方ばかりではない。石田議員には色々と主張や独自の解釈があるのかもしれないが、結果として議員の発言が市民を惑わすものであってはならないはずである。もし、市民の方々に誤解を招いたとしたら、その責任は石田議員個人にとどまるものではなく、議会全体として、その結果責任を負わなければならないものだと思う。そもそも議会の会議録が、市民に誤解のリスクを与えるような内容であってはいけないと思うが、委員の皆様はどう思われるであろうか。会議録作成における極めて重要な視点であり、本委員会全体として共有させていただきたいと、委員長として委員各位に強く訴えさせていただくものである。それでは、皆様からお考えを伺いたい。

【石田委員】 申入れ書に何が書いてあるかだが、「法律の条文にない事項（地方自治法第14条に「重要な事項」との記載があるかのように発言）を持ち出し、事実と異なることに関する威圧的口調での恫喝」と言い切っている。これに対しては私から強く反論がある。当該の評価は事実関係及び法的、言語的理解を誤ったものであり、私は到底受け入れられるものではないと考える。まず一つ目、条文を誤引用したという評価について、私は地方自治法第14条の第2項について、条文の逐語を引用した事実は一切ない。条文にはこのように書いてあるということは一言も言っていない。また、重要事項という語が条文に明示的に存在すると断定した事実もない。発言は一貫して、条文の趣旨を要約し法解釈として述べたものである。

【福本委員長】 今、石田委員が発言されているのは、前回の本委員会ではこの箇所については発言を取り消すと自ら言っていたが、やっぱり発言取消しと言ったこと自体を取り消すということなのか。前は納得して取り消すと言ったと思うが、そうではなくて……………。

【石田委員】 私が明確に誤った言葉、事実でないことを言っていた場合には、取り消すと前回言ったが、議事録を確認したところ、誤引用したとか、誤ったことを明確に申し上げたということは全く議事録から私は確認できなかったの、先ほどのような説明をしている。

【福本委員長】 前回、発言が誤っていたら取り消すと石田委員が言っていたのは、期日内に情報提供がなかったらという部分のことではなかったのか。今、議題となっている部分に関しては発言を取り消すと前は言っていたと承知している。

【石田委員】 市側の主張は、音声などを確認して、事実に基づいて言われているという認識を基にそうした発言をしていたが、議事録を確認すると、事実に基づかない主張であったと私は確認できたので、前回申し上げたこと的前提条件が崩れてしまったと捉えている。それに対して、取消しをすることに関しては、それ自体を取り消さなければならない。

【福本委員長】 今、取消しをすると前回言ったこと自体を撤回したいと言っていると思うが、前回の本委員会でも多くの時間を割いて、また事務局に地方自治法第14条を朗読してもらって、委員の皆様にもその内容を確認していただいた上で、石田委員御自身より発言取消しの申出があったと承知している。それをあえて、ここで撤回されると言うのであれば、石田委員個人としての理屈はあるのかもしれないが、道義的には本委員会の委員の皆様にご理解いただくことが必要になるのではと思う。石田委員の胸一つだけで、やっぱり違いましたという話ではなく、あれだけの時間を皆様にご割いていただき、あれだけの説明や朗読をしていただいて、その上で、御本人もその場では納得していたわけなので、改めて皆さんの理解が私は必要ではないのかと思うが、石田委員はそのあたりをどう思っているのか。

【石田委員】 前回、議事録がまだない状態で議論を、進めてしまったことは、私も含めて委員会の在り方について私は反省している。加えて、この問題が発生した最大の原因は、市側が事実に基づかない内容を多分に含む主張をしてきたことによって、議会が右往左往させられたということもあると思う。

そのため、その責を私が全て負うことは話としては分からないと思っているが、かなりの時間を要したことに関しては理解している。ただ、議事録を確認して申入れ書とは事実が違う状況にあるにもかかわらず、その確認ができていないときの意思決定を、その後事実を確認して違うのに、それをそのまま、「いや、でも申し訳ないからやめとこう」とはならないということである。

【福本委員長】 道義的には皆様の理解が必要になると思うので、石田委員にはそこは御理解いただきたい。その上で、内容について今、3点説明をさせていただいたが、その中で、この議事録の内容で、私が捉えた内容をどう思われるか。

【石田委員】 議事録を見ていただいたら分かるが、私は、一切書いてあると言っていない。こう書いてあるとするのは原文を正確に引用する必要がある。こども教育常任委員会の20ページで問題とされている部分を読み上げる。『地方自治法上極めて大きな問題があると思います。地方自治法の第14条にはこのようにあります。「住民の権利、義務に関する重要事項は条例で定める。」です。』これは、14条にはこのようにありますと私は言っており、このようにあるとは、様態を表す「よう」という言葉とプラス「ある」という存在を表す言葉から成っており、趣旨、内容、要点を説明する言葉である。住民の権利義務に関することを上につけた上で、重要事項は条例で定めると言っている。これを条例で定めるとなっていると言っている。その上でという話をして最低基準というものだということで、重要事項と私は言っている。だから、住民の権利義務に関する重要事項ということ、1回冒頭で趣旨説明した上で、重要事項という言葉を使っている。これがまず1点国語的な話である。このようにあるという表現は国会議会行政文書では日常的に使われている。国会答弁の典型であるが、憲法22条にはこのようにありますと言って、条文を読み上げることはしない。この話をしている前後の内容に合わせて整合性のある言葉を入れていくわけである。文言が職業選択の自由と書いてあるかどうかではなく条文の趣旨を述べているわけである。内閣法制局の説明とかでも法律は、このようにと趣旨を言った後で規定しておりと言ったり、このようにあるというのは、広く行政文書等でも常用句で、このようにあるという言葉を使って、趣旨を説明する趣旨内容を端的に述べることは、普通にあり得ると私は思う。それをもって重要事項という言葉を使ったことは、法的に解釈が間違っているという指摘もある。重要事項の条例明記が14条の様々な解説、専門書等を見ていくと重要事項という言葉は多々出てくるので、それを趣旨説明の中で入れることは全く変なことではないと思う。だから、この言葉を使って私が言っている言葉は全て趣旨に基づいて言っているわけである。こういうふうに書いてあると一言も私は言っていない。義務権利という言葉は一切使わないで、重要事項という言葉だけを使っていたらおかしいと思う。だが、ちゃんと義務権利に関わるものということ、端々に入れて私は言っているので、義務の制限を課すとか、権利を制限することは、重要事項ということに込めて言っているわけである。これはうそを言っているとか、事実誤認であるとか言われるゆえんは全くないと思う。私が前回取消しに応じようと思ったのは、勘違いして事実でないこういうふうに書いてあるということを強調して言っていた場合には議事録に残すのは申し訳ないと思う。しかし、どこにもこういうふうになる、こう書いてあると断定するようなどころは一切ないので、委員長がおっしゃっていた、市民に誤認される、聞いている人が勘違いするのではないかという他者の判断において、聞いている人が誤認するというレベルで発言取消しに応じる事例をつくるのは、私はよろしくない問題があると考えているので応じるのは難しいと考えている。

【福本委員長】 私のほうからは、市側からの申入れの(1)の二つ目の項目のところ、14条に関わることにしては、三つ明確に取り消していただきたいと言わざるを得ないところがあり、先ほど説

明したとおりである。その中の1点目について、今、石田委員からこども教育常任委員会の部分に関してはということで、御自身の主張をしていただいた。この3点をごちゃごちゃにしまうと、分かりにくくなるので1つずつ進めていきたいと思う。今の石田委員からの話を受けて、皆さんの意見を言っていたらと思う。

【星野委員】 石田委員から説明があった国会での云々であったり、言葉の認識云々について、こども教育常任委員会でその発言をした時点で石田議員はそれらを全て認識していた上で、こういう発言をしていたのかどうかを確認させてもらいたい。

【石田委員】 認識していた。

【赤嶺委員】 三つの点を整理しなければいけないという話が委員長からあったが、一つずつやっていくのか。今その一つ目ということでよいか。

【福本委員長】 そのとおりである。

【赤嶺委員】 石田委員から説明があった。前回の本委員会でも私は意見として述べたが、前回の本委員会開催の時点で会議録があったかなかったかは重要ではない。そもそもその時点で音声データが存在していて、その音声を正副委員長や事務局、石田委員御本人は確認をされた上で会議に臨んでいたと認識していたし、そもそもその時点で既に市側から対応の申入れがあったことについての説明が行われていたわけである。それを前提として協議を行った結果、自ら発言を取り消すという結論に至ったものであるし、石田委員の取り消すという判断を私たちは全会一致で認めたものである。前回のこうした決定を、今回やっぱり違っていました、とおっしゃるというのは、そもそもおかしいのではないか。もし、そうであるならば、前回の時点で音声データを確認できていたのだから、その音声データを基に、今回ではなく前回の本委員会において、石田委員は今の説明をするべきであったと思う。

【鳥淵委員】 先ほど星野委員から委員会の時点での発言はそれらを全て認識した上で発言をされていたのかと聞かれたところ、石田委員は「そうです」と答えた。もし、そうなのであれば前回の本委員会のときに、音声データの確認が既にできていたにもかかわらず、なぜそのように説明をされなかったのか。

【石田委員】 市が公式な文書において、「事実と異なることに関する威圧的口調での恫喝」とまで断定的に言ってきているので、私の中でそういうところがあったんだという先入観はあった。音声データの確認ということだが音声データは非常に長いと思う。その中で精度を欠いたことに関して今話したように、書いてあると言ったのか、このようにあるなのか、複数の文言の確認に関しては困難を極めたことから、あれ違うなどなったことに関しては、一定の御理解をお願いしたい。やはり、議事録があって文字で確認できるということは非常に重要なことだということは、私も今回勉強させていただいた。

【鳥淵委員】 理解できない。石田委員にお伺いするが、この市側からの申入れの中で今引用した、「恫喝」という言葉を、石田委員はどのように解釈しているのか。

【石田委員】 私が今回の委員会の発言において非を認めているのは、大きな声を出したということである。これに関しては、スムーズに議会を進行していくことに関しては我々みんな同意しているので、パワハラ云々ではなくて、そういう点においてふさわしい行為でなかったという点で反省をしている。しかし、大きな声を出したという一点のみをもって、私が恫喝したと断定するというのは法的にも非常に難しいことであると思う。恫喝のおそれがあるとか、恫喝的とかならまだ分かるが、恫喝と言い切っているのは、客観的根拠に欠けると考えている。何か私が人格攻撃をするとか、そういったことが一文でもあればまだ分かるが、そういったことは一切ないので、そういった意味で非常に問題がある申入れ

の文章であると思う。

【鳥渕委員】 恫喝というのは威圧的な態度で相手を脅かす、怖がらせることと私自身は捉えている。そこで、こども教育常任委員会の会議録の23ページに移るが、下から6行目の後段、樋田副市長が、「恐怖心を覚えている職員もおります。」と発言されている。実際に石田議員に恫喝されて怖がっている職員がいるのですと発言されている。だからこそ、このような形で、「事実と異なることに関する威圧的な口調での恫喝」という申入れが市長から文書で公式に議会に対してあったのだと思うが、石田委員はいかがお考えなのか。

【石田委員】 私の意見は変わらない。怖いと思ってしまったのは、私が大きい声を出したことによって怖いと感じてしまったのか、私は分からないが、一切私の文言の中には人格攻撃するとか、机を叩くとか、言だけでなく動で相手を怖がらせることはしていない。私の大きな声一点をもって、職員は怖くなってしまったということなのであって、それによって何か発言が恫喝であるとか……。威圧的口調に関しては、威圧的口調の構成要件の一つに大きな声を出すというのが明確にあるので、それに関しては一定の御指摘を受け入れなければいけない。一方で恫喝は大きな声単体で成り立つものではないと思う。非常に強い犯罪性を帯びた言葉なので、威圧的口調と恫喝は行政側も使い分けているが、威圧的口調と恫喝という言葉は明確に分けていただきたい。これは本当に私の名誉に関わることなので、大きな声を出したことは、私は議会運営上反省しなければいけないことだとももちろん捉えているが、その一点を取って恫喝したと議員の言論に圧力をかけているとすら私は思う。ここに対して事実とは異なることをはっきり言い切ったと申入れ書に含めてきて、事実に基づかない指摘を行政側からこうした申入れ書という形で行われるのは、議員の言論の自由、行政側に対しておかしいものにはおかしいと言っていくことが萎縮していくのではないかと私は危惧している。

【中村委員】 14条の権利義務に関する重要事項に関して、基本的に委員会での発言は原稿に従って読んでいくわけではない。フリーに話をしているので言い間違いとか、思い違いはあって、後で訂正なり取消しを求められることはほかにもあるのではないかと。今回の14条に関するこども教育常任委員会での石田議員の発言の取消しは石田議員が、名誉毀損したとか、誹謗中傷したとかについての取消しを求めているのではなくて、単純に発言内容が事実だったかについて議論されていると思う。石田議員からは要約したのだから、逐条を言っているわけではないのだからという話のようだが、14条は、あくまでも「権利を制限し義務を課す」という規定である。ここで問題となっているのは単に権利と義務に関することであるとぼやぼやしたものではなくて、断定的に「権利を制限し義務を課す」ということが法律で明示されていて、その場合は条例によらなければいけないということが書かれているものである。その意味では石田議員の発言は正確性を欠いている。重要事項と一まとめにしているのではなく、権利を制限して義務を課すことに関しては民主的な手続によって、代表者による立法であるところの条例によらなくてはならないことを規定している法律の規定なのだから、委員会における石田議員の発言は正確性を欠くと思う。正確かどうかといえば正確ではないので、その正確ではない発言についての取消しを求めているだけなのである。石田議員の発言が政治的な思想が込められているとか主義主張が書かれているというより、単純に正確性を欠く部分だからこの部分は取り消してくださいということなので、そのことについては石田委員は受け入れてもよいのではないかと。

【石田委員】 私の主張は趣旨説明であり、権利義務に関するまとめられているが、だからこそ重要事項という言葉は私は当時入れたのだろうと思っている。権利義務に関する重要事項、つまり、権利を制限したり義務を課すということなのだろうと。14条に関しては、行政側に質疑するに当たって、行政側

が把握しているという前提に私は立っているの、それに関して文言をいちいち細かく言う必要性をあまり感じていなかったし、権利義務に関するさえ添えれば、行政側に私の趣旨は伝わるだろうと。私の質疑の目的は14条に関わっているのかに関して14条のどの部分に関して言っているのかを適示しているわけなので、私が質疑する必要性において、あの程度の趣旨説明でよいという判断をしており、それはまさに私の裁量の範囲である。

【星野委員】 私が1期目の議員なのもあってよく分からないが、このような市長からの文書による議員の発言に対する申入れは、過去どの程度あるのか。

【議事係長】 承知している限りでは、これまではない。

【星野委員】 そうなると、こういう申入れ書が来たということは、市側は前例にないような相当なことをしてきたということだと思う。過去、おそらく、いろいろな議員が間違った発言をしたことはあるかと思うが、過去、こういう申入れはなかった。しかし、今はこれが来ていることを考えると、過去にないような事態が今起きていると認識している。先ほど石田委員から議員が発言を取り消すのは議員が萎縮してしまうのではないかとのことで、そういう側面もあるが、ただ、長い本市議会の歴史の中でなかったことが今起きているということは、これは特別なことが起きていると認識している。石田委員は過去にはなかったことが今起きていることに対してどのように感じているのか。

【石田委員】 申入れ書で来たのは初めてだと思うが、市側から過去に市長は変わるが、この発言を取り消せ、今の発言は問題発言など申入れがあったことはあるのではと私は思う。市長が変わったので、手法は変わっていると思うが、それによって発言取消しを応じたり応じなかったりというのは過去もあると思う。もし今回、例え初めてだったとしても初めてかどうかではなく、内容で議論をしていくことだと思う。

【福本委員長】 先ほど事務局から話があったとおり、分かる限りで文書での申入れは本市議会において初めてであって、もしそれが口頭であったとしても議会としては重く受け止めなくてはいけないことである。なぜ、行政側が今回の申入れをしてきたかということ、私が解するに、こちら、(1)の二つ目の項目のところ、「事実と異なることに関する」と書いてある。先ほど来から議論になっていることも教育常任委員会の議事録の20ページの上から2行目からになるが、まさにこの部分が事実と異なっているのではないか。そして、これを踏まえて、隣のページの議事録に移るが、先ほど事務局から説明があった中段の一番右側の部分で「違法立法になるのですよ。違法である」と石田議員が言い切っていたり、その1行下には、「違法状態の重要事項」と書かれている。石田議員は事実と異なるのだということを前提とした上で、それを「違法状態」、「違法立法になるのですよ」と言い切っている。行政側としても、これがこのままで議事録に残されて市民がこの議事録を後々見たときに、大和市は違法なことをしているのかと捉えられてしまうと懸念しているのであろう。先ほど全ての市民の方々が地方自治法第14条をよく解しているわけではないという話があったと思うが、市民が見たときにそういうふうに誤解してしまう、そういう議事録を議会として残すことに、私は非常に強い懸念を持っている。だから、この部分が事実と異なることを、石田委員がおっしゃっているのか、事実と異なっていないのか、割とシンプルなことだと思う。事実と異なっているのか異なっていないのかを踏まえて議論をしていただければと思う。

【石田委員】 市側は逐語引用と思っているとしか思えないような指摘をしてきている。この文章は逐語引用をしているのか、趣旨説明の範囲を出ていないのかどうかを見る必要があると思うが、委員長は私の発言について「違法立法だ」というところだけを切り取って話をしたり、その後の「違法状態」、「違

法である」という言葉だけ話をされているが、私は重要事項について、冒頭の話で権利義務に関すると言ったから、そこを私は省いて話をしていることは分かっていたきたい。「重要事項を設けていないということは、これは地方自治法第14条に完全に当たるではないですか。そうしたら違法立法になるのですよ。」と断定しているように私は言っているが、違法立法になるというところだけを見たら確かに断定になる。しかし、前後の文章があるので、そうしたらという言葉が違法立法になると言っているのと、違法立法になると言っているのでは聞こえ方が違うので、趣旨を違いないような説明をお願いしたい。

【赤嶺委員】 理解ができない。何か後になってから理由をつけてそうじゃなかったと言っているように聞こえる。なぜかという、まず、先ほど来から話があるが、「14条にこのようにあります」という発言は、普通は「14条にこう書いてある」と捉える。委員会で石田議員は「住民の権利義務に関する重要事項は条例で定める。」と発言している。しかし法律の14条にはそんな文言はない。石田議員がおっしゃっているのは、第14条第2項の「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」ということが重要だという意味で重要事項という言葉を使っている。であれば、本来、委員会の場でその説明が石田議員からあってよかったのではないのか。行政側が分かっているはずだと思っていたと先ほど石田議員はおっしゃっていたが、それではもし分かっていたらどうなってしまうのか。まさに今の状態になると思う。私たちも今初めて知った。そういう意味では理解がしづらい。石田議員があときはそう思っていたと今になって言われても、客観的に文書で見てそれは理解できない。それと、石田議員の重要事項という言葉の使い方が会議録の前段と後段で大分何か印象が変わってきていると思う。改めてこのまま一通り読んでみると、14条には「重要事項は条例で定める」と書いてあるという前提の下でお話をされているという委員長の説明のほうが私は理解できる。

【石田委員】 普通に考えたら、「このようにあります」と言ったら「こう書いてある」と思うというのは、赤嶺委員の語感というか、感覚の話だと私は思う。私のほうで調べたが、このようにあるという言葉が趣旨を説明する言葉であるということに関しては私は確認が取れているので、そう感じる方がいらっしゃることに否定はしないが、そういった用語ではないと私は捉えている。住民の権利義務に関するものに関して説明したほうがよかったのではないかということに関しては、初日の議案質疑なんかもこの辺の議論をしているので、市側とのやり取りもあるから市側が分かっているということはあると私にないという私の認識である。重要事項という言葉の使い方の印象が変わってきているという指摘に関して私は、この重要事項という言葉の中に住民の権利義務に関するということを含んでいることを一貫して用いているので、使い方が変わってきているという認識は私は持っていない。

【赤嶺委員】 先ほど来申し上げているがこの質疑の前にどんな質疑をしたかは分からないが、そのときにも話しているから市側は理解しているものだと思っていたという前提で話をされるのであれば、子ども教育常任委員会の中でそれに触れるべきではなかったのかと思う。もし、石田議員が「私は14条2項が大変重要だと考えている。この重要な、2項について」というように委員会の中でおっしゃっていたならば、今おっしゃっていることは理解できる。しかし、それがこの中に入らない。会議録の中、音声データの中のいずれにももちろんないだろう。なぜなら音声データを基に、この会議録を作っているのだから。前回の本委員会では音声データを基に関係者の皆様がそれを確認をした上で取消しの必要があるのではないかと協議した上で、取り消すという結論になったのではなかったのか。それが、今日の本委員会になったら、いや、やっぱりそういう意味ではなかったのだという説明が石田委員からあったわ

けだが、私には理解できない。「このように」について説明が石田委員からあったが、読む人は一般的には「このようにあります」は「書いています」という意味に捉えると思う。私も自分で読んでそう捉えた。会議録を読んでどう受け取るかは人それぞれであるから、いろんな捉え方があるかもしれないが、普通は「このようにある」と書いてあれば、「こう書いてある」というふうに捉えるものだし、それが前提になっているこれまでの協議は、私は誤っていないと思う。

【木村委員】 私も12月11日の前回の本委員会で、この点については、石田委員本人が取消しを決めたと受け取っている。まさか、今日、元に戻るような話になるとは思ってもいなかったが、委員長から3か所について、これは言い切っているという表現があり、また、中村委員や赤嶺委員からも、もろもろこれに関して話があったが、結論から言って、堂々巡りで、やり取りしてももうこれ以上の進展は難しい感じがする。私が確認したいのは、先ほど委員長が3点言い切っているという部分が、石田議員御本人はそれは認めないということなのか、皆さんの意見、全体の状況を踏まえて分かりました、委員長のおっしゃるように、認めますという、もう二つに一つしかないと思うがその辺どうなのか。どちらか返事してもらいたい。私は委員長が言っていることが正しいと思う。石田委員の言うことは言い訳というか皆さんに非常に誤解を与える説明だと思っている。これは意見である。

【鳥渕委員】 今日の議題は、本来は「常任委員会日程の追加等について」ということなので、前回、全会一致で決定した方向性を確認し、そのため明日、それぞれの常任委員会が追加で開催されるということの確認の場であったはずである。そしてその開催される内容は、前回、みんなでここで合意して決定した「発言の取消し」であるという議題のはずだったと思うが、他の委員の皆さんはどう思っているのか。前回既に決定している発言取消しについて、今、石田委員から、後出しじゃんけんのようによく説明がされているが、誰も納得いかない。

【堀口委員】 前回の本委員会で議論はもちろんそうだが、そのときに中村委員が言われていたように、議事録がまだないところ、確かに四者の皆さんは音声を聞いていたかもしれないが、そのほかの委員は聞いていない中で……。

議事録で発言を確認した上で発言を取り消すかどうかを判断するという受け取りをしていたが、皆さんが取り消すことは決まっているみたいな発言をしていたので、私の認識が違っていたと感じた。市側から申入れが来たときに、委員会で石田議員本人がそういう意図で言っていないと言うのであれば、反論する機会は与えられるべきである。石田委員が言っていることも理解はできるが、ただこうやって文章で見たときに、その趣旨が正確に反映され、十分に相手に伝わる内容かどうかは私も判断に迷うというか、曖昧、正確性がないと先ほど中村委員も言っていたが、そこはもう少し意図する部分を石田議員がきちんと説明していないとこういうことになってしまうと感じている。音声で聞いただけでは判断できない、正確性が求められるという中で、私は前回、議事録がまだない中で、ああいった判断をしてしまったところは反省している部分であるが、発言を取り消すかどうかは石田委員本人にしかできないのでやっぱり議会としてももう少し慎重に議論するべきだったと私は思う。

【中村委員】 今回の問題は、石田議員の言い間違えではないかと思う。議事録が上がってきて見たら、地方自治法第14条に重要事項という言葉は書かれていなかった。つまり、重要事項という表現は14条の中にはなかった。権利を制限し義務を課すことを重要事項だと石田議員なりにまとめたのだろうが、そういう表現は法律の条文にはないから正確とは言い切れない。一方で、本会議でも委員会でも議員の発言は最大限に尊重されなければいけないということもあるわけだから、本委員会で時間をかけて自分はこういう意味で使った、こう言ったということは十分に議論されたと思うし、本委員会の議

事録の中にもそれは残ると思う。ただ、市側から指摘があったように言葉の使い方が正確であったかどうかといえば正確ではない。今回は市側から申入れがあったわけだが、もし市側からの申入れがなくて、議員同士間での指摘であったとしても、内容が正確性を欠くものであれば、それは取消しをするべきだと思うし、そこは石田議員の政治的な主張とか考え方とは別に、正確な議事録を議会としては残さなくてはいけないことを考えると、石田議員は一定の理解を示していただいて、ここの部分については、さっきも申し上げたが取消しをされたほうがよいのではないかと。石田議員のそういう考えはここで伝わったと思うし、それについては議事録にも残るので、そのように御判断されたいかがか。堀口委員もおっしゃったように決めるのは本人だが、そのようにしていただければというのが私の意見である。

【吉田委員】 私も議事録を確認してということに関しては、事実を分かってからでないかと判断できないことだと思うので問題なかったと思う。石田議員からはそういう意味ではなかった、委員会の発言は要約しているのだからということだが、中村委員もおっしゃっていたように、正確性においては的確ではないということもあり、これを、「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と14条に書いてあることに訂正するのはどうか。意見である。

【赤嶺委員】 これをどう取りまとめていこうと委員長は考えているのか。

【福本委員長】 石田委員から、様々、今回のことについて意見と御自身の判断が述べられ、皆さんからも意見を述べられ、その上で、木村委員が先ほどおっしゃったように、これを堂々巡りで繰り返してもきりがないので、どこかで判断をしなくてはいけない。その上で、改めて石田委員のお考えはいかがか。

【石田委員】 私が明確に誤用したと、法律にない言葉があると断言したところが確認できた場合には、当然取り消さなければいけないという認識であったが、議事録のどこにもそれを明言するところが私は確認できなかった。終始、趣旨説明をしていたという認識なので、これに関して、先ほど一個ずつと言っていたが、こども教育常任委員会での発言について、1が駄目ということは2、3も同じ内容なので取消しは駄目と考えている。

【井上委員】 基本的には委員長の意見が正しいと私は思っている。議会、委員会を運営していく観点からすると、まず事実の前提として石田議員はそもそもこども教育常任委員会の委員ではない。あくまでも委員外議員である。本来であれば、委員外議員というのは、委員の合意と特段の配慮をもって簡潔に発言を許されているわけであるのだから、委員外議員の発言とはということについてを深く考えていただきたい。石田議員による委員外議員としての発言が原因で、ここまで事務局も行政側も我々議員もみんなとんでもなく物すごい時間をかけて、この問題を協議し続けていることは運営する側からすると効率の点ですごく問題があると思う。この間鳥淵委員からも、委員外議員の発言についていかなものかという旨の意見があったところでもあり、まさにその議論につながっていくような話であると思う。

【赤嶺委員】 今日の結論は石田委員の判断によると受け取ったが、もし、今回ここで石田委員が取り下げないとなってしまうと問題が残る。それは、今後も同じことがまた起きる可能性があるということと、誤った認識の下で議員が質疑を行うことによって、市側職員がハラスメントを議員から受けたと解釈する可能性があることである。先ほど話したように、石田議員が職員に伝えたかった意味でおっしゃったことが職員はそう受け取っていなかったことが前提にあって、それが石田議員からの職員に対するハラスメントであると受け取られた。したがって、もし今回石田議員が取消しをしないということになってしまえば、先ほど申し上げたように、今後も同じことが繰り返され続けるおそれがあることと、今

回の市側の職員、どなたかは分からないとはいえ、石田議員から事実と異なる解釈をされて、威圧的口調で恫喝されたと受け取られている状況であるにもかかわらず、こうした問題に対して議会として対応できなかったという事実が、記録に残ってしまうのではないか。

【木村委員】 当該議員の発言を市側職員にはハラスメントであると受け取られているから、こういう表現で文書による公式な申入れが来ている。当該議員本人はそんなつもりでなく、ごく普通の言い方だったと言うが、ハラスメントとは相手の受け取り方であり、世間一般常識の中でそれは間違いだったとなるのが世の中の常識になっている。市長からの申入れに対して、自分は取消ししない、そんなことをしていないと言うことは、私は議会としても決して許してはいけないと思っている。また、今日このまま、全てを認めないで終わってしまうと、今日みたいな状況が明日の委員会でもまた起こりかねない。そういう意味も含めて、委員長が指摘した3点について、また今赤嶺委員が指摘した石田議員のパワハラ的な言動等についても、石田議員としては、全て分かりました、認めますということか、それとも全て認めませんということなのか、今日時点の石田委員御本人の意思を確認しておきたい。そうでないと明日また同じようなことをやらざるを得ない。この場で返事をもらえないか。

【福本委員長】 今、こども教育常任委員会の会議録の該当部分について議論しているが、改めて石田委員の考えを伺う。

【石田委員】 木村委員は総務常任委員会の話もしていると思うが、総務常任委員会の発言に関してはまだ議論がされていないので、今発言をしてほしいと言われても困る。こども教育常任委員会に関しては、私は、趣旨説明に終始しており、書いてあると一切明言していない。それで誤認する人が出てくるリスクがあるのではないかとこのところで、それに応じることが、別の方面でリスクが大きいと私は捉えているので、そのレベルでは応じることができない。私もし発言取消しに応じるとすれば、明確な事実誤認があった、もしくは人格攻撃や差別的な発言等があったことが確認された場合である。それ以外に関して発言を取り消すことは発言を重く捉える観点からできない。

【山田議長】 議長としての意見を申し述べさせていただく。石田委員から、委員会での発言は趣旨説明であったという説明を受け、それなりの理解を得られたとは思ふ。ただし、法令の正確性は大変重要である。先ほど来、中村委員からも話があったが、石田委員としては趣旨を述べたつもりでも表現が不正確であったことは間違いのないと思う。さらに言い回しも「重要事項は条例で定めるです。」と断言してしまっており、条文を引用していると聞こえるのは多くの方が感じているところである。そうすると法律の実際の条文とは異なるので、誤引用と受け止められかねない。石田委員は市民等の誤解のおそれという理由では発言取消しに応じられないとのことのようにだった。石田委員の言うとおり議員の発言は重要であるとは言え、まさにその重要な発言が不適切な表現により市民等の誤解を招くようなことがあれば、会議録に正確でない法律の言葉が記録されたことになってしまうので、それは議会としてよろしくない。そのため、できたらその点で表現が不正確であり、誤解を招きやすく、条文の誤引用だと思われるよう発言を自ら取り消していただきたい。発言を取消ししても石田委員の主張を否定することにはならないと思う。その上で決めるのは石田委員である。

【福本委員長】 最後に石田委員にもう一度伺う。今の議長の御発言を受けていかがか。

【石田委員】 重要事項という言葉は、私は義務と権利に関すると言っている。その重要事項という言葉は、義務を課したり、権利を制限することを私は込めているが、それを読み違えたとして、この議論でどのような不正確性が出てくるのかが、はっきり言って私には分からない。重要事項とは何か、権利に関する重要事項とは何だということは、そんなに解釈の幅が大きい話ではないと思う。今回の指摘は、

私からすれば非常に重箱の隅をつつかれているという感覚である。確かに重要事項とは地方自治法第14条第2項に書いていない。書いていないけれども行政解釈等では、これをまとめて重要事項と解して話をすると思う。私の趣旨説明の在り方がこの第14条第2項の趣旨説明から逸脱するような内容ではなかったと考えるので、そういった意味からも事実誤認ではないと思う。また、趣旨説明もその第14条第2項を説明する上で逸脱したものではない法的な解釈に基づいたものであるところから、正確性を欠くとかそういったことに関しては当たらないと感じており、発言取消しには応じられない。

【福本委員長】 最後に石田委員から意見をいただいた。まとめに入っていきたいがよろしいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 ここまで、皆様から様々に貴重な意見をいただいた。石田議員からは、委員長として指摘させていただいた発言を取り消さないとのことである。誠に残念ながら、これ以上、協議を続けても石田議員の考えは変わらないと判断せざるを得ない状況になっている。会議規則上、本人の申出がなければ発言取消しはできないので、石田議員による、地方自治法第14条第2項の発言に関して、「正しいと言えないので取り消すべきではないか」、とこれまで本委員会で長時間にわたり協議してきた当該の発言は、最終的に取消しに至らず、大和市議会の公式な会議録に、石田議員が発言した内容で記録され、そのまま永遠に残ることになってしまったものである。繰り返すが、地方自治法第14条に「重要事項は条例で定める」との規定はない。ここで、極めて重大なことなので、委員長として表明させていただく。石田議員による地方自治法第14条第2項に関する発言は、正確な内容と言えないとして、委員により、ここまで何度も繰り返し協議をしていただいたが、石田議員からは、発言を取り消さないとの発言があり、それは最後まで変わることがなかったものである。この結果、法律の条文という極めて重大な事項について、正確な内容と言えないとして本委員会で指摘され続けた発言にもかかわらず、大和市議会の公式記録としてそのまま記録され、永遠に保存されてしまう事態を招いてしまったものである。この事態を回避できなかったことは、議会運営委員会委員長として痛恨の極みであり、誠にざんきに堪えないことを、この場で表明させていただき、本委員会の会議録に記録させていただくものである。この場で暫時休憩する。

午前10時27分 休憩

午前10時42分 再開

【福本委員長】 再開する。
暫時休憩する。

午前10時42分 休憩

午前11時03分 再開

【福本委員長】 再開する。
暫時休憩する。

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

【福本委員長】 再開する。

次に2点目である。資料2-4の総務常任委員会の会議録を御覧いただきたい。改めて8ページを開きいただきたい。上から6行目を読み上げる。「地方自治法第14条では、権利ですとか何か義務を課すときには、その重要事項は書かなければいけないとなっています。」と言い切っている部分である。この部分について、石田委員の考えはあるか。

【石田委員】 これも趣旨説明であり、書いてあると断定するものではないので、趣旨説明の範囲を出ていないと思う。権利とか何か義務を課すと書いてあるという言い回しもしていないので、そういう意識もなかったことも明らかであり、加えて書いてあると明記してあることを感じるような言葉も使っていないことから、私が誤引用したという指摘は当たらない。

【赤嶺委員】 先ほど意見を述べたとおりで全く同じだが、この文章を読めば地方自治法第14条には、「権利や義務を課すときには重要事項を書かなければいけないと書いてある」と受け取れると思う。

【石田委員】 この「書かなければ」というのは、条文にこう書いてあるだろうと言っているのではなくて、条例に書かなければいけないというところの条例を私は省いている。何か地方自治法第14条第2項の中にこういうことが書いてあるということを断言しているものではない。

【赤嶺委員】 そのようには理解できないと申し上げている。

【木村委員】 8ページも、11ページも、こども教育常任委員会とまるっきり同じように御本人は主張しているが、私たちはそうではない。委員長が言われているようにこれ以上はもう何も言いようがない。

【鳥淵委員】 私もどう読んでも「重要事項は書かなければいけない」としか読めないが、一体どう理解すればよいのか。

【石田委員】 逐語引用の場合は、何条には何々と書いてあると書く。一方で、要約引用の場合は何条には何々と定めている、何々とあると書く。私が繰り返し話をしているのは書いてある、明文されているという言葉を使っていた場合には、確かにそれは引用したことになるので、正確性が求められるのは理解する。ただ、ここではなっているとおり、要約をしていることが明らかなのではないかと私は思う。

【鳥淵委員】 それでは、石田委員は今後の発言はそういうふうには全部を説明した上で、発言をしていただきたい。全然意味が分からない。

【中村委員】 これは先ほどとは違う。読んでいくと指摘されている文の前で、石田委員が、「私はハラスメントかどうかということを判定する上での具体的な取決めは非常に重要な事項だと思っているのですが」と聞いていて、それに対してコンプライアンス推進課長が「おっしゃるとおりでございます」と。だからここで、石田委員はハラスメントかどうかを判定する基準は重要事項だとコンプライアンス推進課長の言質を取ったわけである。その後のところで、地方自治法第14条の条文を、そこには重要事項という言葉は書いていないが、石田委員は権利を制限し義務を課すことを重要事項とここで一くくりにして引用している。そして、この重要事項という同じ単語の下で、ハラスメントの具体的な取決めは重要事項なんだからとすることにより、この重要事項を地方自治法第14条と結びつけているが、このように法律の規定を紐づけして、議論を展開するのは無理がある。あくまでも地方自治法第14条は、

「権利を制限し義務を課するときは条例で定める」と述べているのであって、「何か重要な事項は条例で定めなければならない」と書いてあるわけではない。「ハラスメントに関する重要事項」と、地方自治法第14条の「権利を制限し義務を課す」ということはイコールではない。これがイコールであるかのような表現で石田委員がこの条文を引用しているところは、法律の解釈適用として無理がある。正確性という意味でどうかと思う。

【石田委員】 今のは国語的な話ではなくて、法的な整理の話だと私は思っている。ハラスメント防止条例の具体的な、何がハラスメントに当たるのかという基準、つまりそれに当たるということは、地方公務員法に基づいた何らかの罰則に直結していくもので、権利制限や義務を課するというものに直結をしていくものであるから、その規定を議決が必要な条例ではなくて、行政機関の裁量が非常に強い規則に入れることが、地方自治法第14条第2項に明確に当たるのではないかと思うということである。この規則はどこから来ているかという、人事院規則から来ている。人事院規則も行政の内部法であるから、行政側で裁量を持ってできる。つまり国会の中でもこれに関しては議決を経ていない。規則に基づいて、さらに条例に詳しいことを書かないで、何をハラスメントとするのかという線引きの部分、また内部法である規則に入れるということになってくると、重要な部分に関して、特に何がハラスメントなのかということに関しては、規定の在り方によっては様々な権利制限を過剰に行ってしまうという危険性もはらんでいるので、議員のハラスメントも含まれてくるから、そういったものを行政裁量に任せるということは、非常にリスクが高いと私は判断している。地方自治法第14条第2項で求められている重要な部分、権利を制限したり、義務を課すということに関しては、議決を通しなさいという趣旨に逸脱するものだと私は捉えている。

【星野委員】 今の石田委員の話はよく分からなかった。地方自治法第14条第2項は住民に対して権利義務を制限する場合についての法律の話だが、しかし、今、これは職員のハラスメントの条例についての話である。なぜ石田委員はこの地方自治法第14条第2項と一緒にしているのか。職員のハラスメントは何か住民の権利義務を制限するものなのか。

【石田委員】 職員の中に市民もおり、議員も含まれている。そういった意味では、多分に市民、住民の権利の制限や義務を課すことに関わると思う。

【星野委員】 ハラスメントとは、一般的な解釈ではいわゆる上下関係や優越的な関係、上司や部下等、そういう関係の中で強要しては駄目だというのが趣旨である。それを職員が市民かもしれないからというのは別の話ではないのか。なぜ一緒にしているのか。何を言っているのか、私には全然分からない。

【石田委員】 市の職員の中にも住民がいるということは想定しないのか。

【福本委員長】 2点目について話を戻させていただく。石田委員本人の意見を聞いて何かあるか。

【木村委員】 今、総務常任委員会での発言について協議しているが、委員長が何とか取り消していただけないかと提案しているわけだが、先ほどこども教育常任委員会するときも言ったが、これについても、石田委員本人としてはできませんのか、それともできるのか二つに一つしかない。私が言いたいのは、総務常任委員会の8ページ、11ページの指摘した2箇所について、本人は了解しましたと言えるのか、それとももうこれは認められませんというのかどちらかにしてもらいたい。

【石田委員】 議事録を精査した結果、私が何か誤引用したとか事実に基づかないことを言ったことは確認できず、趣旨説明に一貫していたことが私は確認できたので発言を取り消すことはできない。

【中村委員】 さっきの件もこの件も両方とも地方自治法第14条に関することである。石田委員はこのことについては御自身なりの意見、法解釈を持っているようだが、この問題になってから時間もあつ

たのだから、そういう主張が強いのであれば、できればそれを裏づける何らかの資料等をこの場に持ってきてほしかったというのが私の考えである。ここで石田委員からの主張を延々と聞かされてもそれは石田委員の解釈であるということに尽きてしまう。石田委員は地方自治法第14条の根拠についていろいろ言っているが、本当にそれが根拠になることかという何らかの、判例でもあれば、あとは法律学者の著作とかそれを裏づける何かがあるならば、議論が建設的な話になるかもしれないが、ここでお互いに私はそうは思わないと言い合っている、がちが明かない。一般的な見方として、石田委員のこの法解釈には無理があるとみんなの意見がそういう形になっている。大事なことから条例で定めるべきという石田委員の意見は分かるが、でもそれが地方自治法第14条に定められていることなのだから条例で定めろと言うまでになると、それは飛躍であって、そこは難しい。地方自治法第14条を根拠にしてなのかという、はてなマークがついてしまう。やはり正確性という意味では取り消したほうがよいというのが私の意見である。

【福本委員長】 先ほど石田委員が御自身の意見を既に表明されており、これ以上続けても堂々巡りになると思うので、私がお示しした2点目についても石田委員は取消しをしないということで進めざるを得ない。そこで申し上げる。誠に残念ながら、これ以上協議を続けても、石田議員の考えは変わらないと判断せざるを得ない状況になっている。会議規則上、本人の申出がなければ発言取消しはできないので、石田議員による地方自治法第14条第2項の発言に関して正しいと言えないので、取り消すべきではないかとこれまで本委員会で、長時間にわたり協議してきた当該発言は、最終的に取消しに至らず、大和市議会の公式な会議録に石田議員が発言した内容で記録され、そのまま永遠に残ることになってしまったものである。繰り返すが、地方自治法第14条に、重要事項は条例で定めるとの規定はない。ここで極めて重要なことなので、委員長として表明させていただく。石田議員による地方自治法第14条第2項に関する発言は、正確な内容と言えないとして、委員によりこれまで何度も繰り返し協議をしていただいたが、石田議員からは発言を取り消さないとの発言があり、それは最後まで変わることがなかった。この結果、法律の条文という極めて重大な事項について、正確な内容と言えないとして本委員会で指摘され続けた発言にもかかわらず、大和市議会の公式記録としてそのまま永遠に保存されてしまう事態を招いてしまった。この事態を回避できなかったことは、本委員会委員長として痛恨の極みであり、誠にざんきに堪えないことをこの場で表明させていただき、本委員会の会議録に記録させていただくものである。

それでは、3点目に移らせていただく。資料2-4の11ページをお開きいただき、下から6行目を御覧いただきたい。先頭部分から読み上げる。「地方自治法第14条で重要事項は書かなければいけないと定められています。」と言いつけている部分である。この部分について、引き続き御協議いただければと思うが、石田委員から何かあるか。

【石田委員】 私が要約して説明したもので、誤引用に当たらない。

【中村委員】 これは一番分かりやすい。「地方自治法第14条で重要事項を書かなければならないと定められています」云々と石田委員の発言が続いているので、ここはどう見ても「重要事項は全部条例で定めなければいけないと地方自治法第14条には書いてある」と読めてしまう。先ほど来何度も繰り返しているように、地方自治法第14条で定められているのは、「権利を制限し、また義務を課すことについては条例で定める」という規定であって、「重要事項は全て条例で定めなければならず」と書いてあるわけではない。だからここはこれまでで一番分かりやすいところで、単純に間違いとして取り消していただきたいと思う。

【石田委員】 何も前後がなくで私がこれ単体で使っていた場合には今の指摘は考えなければいけないとも思うが、限られた委員会審査であり、簡潔に進めていかなければいけない中で要約しているのは私の裁量の範囲である。これについても取消しをしなければいけないという認識はない。

【星野委員】 今の石田委員の説明はおかしい。簡潔に、話さなければならないのはそのとおりだと思うが、しかし、その後の議事録を見ていくと、13ページの上から8行目の石田委員の発言はこうなっている。「今、国の話を持ち出したのですけれども、今は地方自治法第14条第2項の話をしていまして、そこでは権利の制限ですとか義務を課す場合には条例で定めなければいけないと明記されていて」とここは全部を発言している。今、石田委員は委員会審査は簡潔に行わなければならないことを理由として説明していたと思うが、指摘されている部分は端的に述べているのに、こちらの部分では全部を発言している。今の説明と言っていることが矛盾しているように聞こえるが、これは一体どういうことなのか。

【石田委員】 直ちに前後の文脈を読み上げることは困難なので御理解いただきたい。私が権利義務のことを冒頭で言っているけども、そこから重要事項に要約をして言ったので、それに総務課長が12ページで違うのではないですかと言ってきていて、やり取りは議案質疑等でできてきているので分かっているものだと私は思っていたが、もしかして要約されていない、もしくは何か要約していることに対して問題意識を持っているのではないかという疑念は沸いてきている。ライブで進んでいることではあるが……。その中で、総務課長から『第14条第2項を読み上げます。「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」という規定でございます。』とあり、この話をしていながら私はそれを分かっているということを、ある種アピールするのではないけれどそういう意味で言っている、お互いの認識を調整するために、あえて言っているというところが含まれるのではないか。

【赤嶺委員】 繰り返しになるが、先ほど来、地方自治法第14条第2項に関しては、住民の権利と義務に関する内容である。これが重要事項であるという意味で、重要事項という言葉を使っていたとの石田委員からの説明であったが、まさにこの文章が石田委員の考えを示しているものだと思う。「地方自治法第14条で重要事項を書かなければならないと定められていると書いてある。」石田委員は本当にそう思っていたのではないのかと思う。

【石田委員】 前段のやり取りを見ていただければ分かると思うが、そうは思っていない。

【赤嶺委員】 この会議録を見ればそうは思っていないと言われても、より理解できない。むしろそう書かれていたと思っていたというほうが納得できると思う。よって、委員長からの依頼は適切であると捉えている。

【星野委員】 赤嶺委員がおっしゃったとおり、普通に会議録の一連の流れを読めば、客観的に石田委員は間違っただけで認識していた。そして、総務課長によって、「いやその指摘は当たらない、義務を課し、又は権利を制限すること」等と読み上げられたから、そこで石田委員は気づいて言い直したのであるという文脈にしか私には見えない。つまり、それ以前のものは石田委員は全部勘違いして間違っただけという話には私には見えない。

【石田委員】 総務課長から指摘が入る前から、権利を課すとか義務を制限する旨の発言は私が全てをきっちり言っているかはあれだが、義務に関してだったり、制限を課すみたいな発言をしていることから、そうではないことは断言はできるかなとは思っている。議論するわけなので、情報を確認していないことはあり得ないと私は思っている。前段の議案質疑等でも話はしているのでそう思われる、感じさせて

しまうようなやり取りがあったことに関しては、私もちよっと勉強しなければいけないと思うところがあるが、文章を読み上げるとか時系列に照らして考えていったときには、今の指摘は基本的には当たらないと思う。

【星野委員】 こども教育常任委員会のことは終わっているが、私自身がこども教育常任委員会の委員なので言わせてもらおうと、もし石田委員がそのようにおっしゃるのであれば、逆にそういうことを認識した上であえてその言葉を使うことにより、最終的に行政側に違法性があるような形に持っていくことによる印象操作をしていたものと私は捉えた。これは意見である。

【吉田委員】 石田委員の解釈としては、「義務を課し、又は権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならない」というところを全部、「地方自治法第14条で重要な事項を書かなければならないと定められています」という表現で話してしまって、条例に入れなければいけないという表現をそう表してしまったというところで、今後はきちんと分かりやすいように説明していくという、市側に対してはそういう説明をしていただければよいのではないかと思う。これは意見である。

【福本委員長】 ぜひ、委員会における委員の発言におかれては、今後は十分に正確性に配慮していただきたいと委員長として全議員に申し上げたい。

ほかにあるか。

【星野委員】 私の価値観として1期目の議員としてこの問題を見させてもらおうと、まず大前提として、あなたは何期目ですか、というのが一つある。過去に文書でこういう公式の申入れがなかったということは、過去ないような状態が今起きていると私には見える。そして、先ほど確認したとおり私の印象では、石田委員は認識していた上であえて重要事項という言葉で権利義務という言葉に要約したような形で引用したのだと。それは私から見ると、明らかに印象操作で、市側が違法性を帯びていることをしているのだというレッテル張りをしている。そういう中でこの流れを考えていくと、吉田委員の話は今後気をつけましょうという話だが、これからどうしようというようなレベルではないと思う。石田委員が発言を取り消さないのはよいし、これから何とかするというのも一つの考え方ではあろう。しかし、私の常識から考えると、どう考えても何もけじめを取らないでこのままでよいのかというのがすごく疑問である。明日は我が身で、私も相当周りから言われることをしているが、それでもどう考えてもこの問題がこれで終わりでのよいのか。これから気をつけますで済むような話ではないと思うが、委員長はどのように考えるのか。

【福本委員長】 先ほども申したとおり、改めて委員会における委員の発言に関しては、今後は十分に正確性を担保して行っていただきたい。これはこれから気をつけましょうという話ではなくて、従来から気をつけなくてはいけない部分である。この部分を徹底していかなくてはいけないと思っている。

【木村委員】 これ以上言うことはないと思っていたが、今、星野委員からこれをこのままで終わらせていいのかという議会としての責任論的な話も出た。その辺を踏まえても石田委員は、全て承知の上で認めるわけにいかないということのようである。委員長として結論を出してもらいたい。

【井上委員】 石田委員に主張があること自体は承知した。ただし、多くの委員からは委員長の指摘のとおりだという意見が多かったと思う。市側から正式にこうやって文書で来ている以上は、議会としても正式に対応しなければいけないと思っているので、一度、神奈川県弁護士会とか第三者の方にこの音声データと議事録を確認していただいて、客観的な御意見をもらうということ、議会としては行うということ、まずは市側に返すというのを一つ提案させていただきたい。

【福本委員長】 ただいま、井上委員から提案がされたがこのことについて何か意見はあるか。

【石田委員】 私個人として考えたときには非常にありがたいことである。しかし一方で、こういった言葉の解釈等がずれたとき、そのたびに弁護士に委ねるといって形が常態化するのはいくはないと私は思っている。費用もかかるし、議会の自律権というところからも議会で責任を持って判断をしていく。ここで私が言った私の判断に対して様々な批判もあった。そういうことも含めて、委員長のほうで議長に報告をされると思っているので、そういった意味では、議会が丸々私の言っていることを肯定したわけではなくて、私の主張があり、それに対する委員の主張がありということが、実際の議会の意思決定だと思っているから、それを踏まえて市側に提示をしていく。市側はそれを受け止めて、私を訴えるのか、ハラスメント委員会に私をかけるのか分からないけれどもそういう発展があったときには、自然とそういったことの正否は問われることになるので、あえてお金をかけて議会としてどうこうということをするのは、今後も似たようなことがあった場合に、同様の対応にならないとおかしいとなってくる。そこに関しては、私は議会の自律権というのを尊重して考えていくべきと思っている。ただ、多くの委員の皆さんが賛同されて、多数決を採ったりするのかもかもしれないが、そういった場合にはそのように進んでいくのだろうと思う。

【星野委員】 乱発されて毎回やるのかということとそのとおりだが、今は乱発されていない状態である。過去に例がない文書という形で申入れが来たことは、大変重く受け止めるべき状態だと思うので、石田委員が取り消さないこと自体は問題ないとも思うが、ただし、議会として対応を市側から求められている以上は、きちんと結果を出して、議会としての考え方を持って取り組んでいくのが税金の使い方として正しいことではないかと思う。

【木村委員】 こういう初めての市長からの申入れということを含めて今後、議会として再発を防止する意味で、井上委員が言われた弁護士会に録音とか議事録を見てもらうのも一つの手だと思う。再発防止として、二度とこういうことがないようにしなければならない。石田委員は、お金を使ってまでやる必要はないということであるが、そういう意見は石田委員以外にはおそらくないと思う。ほかの議員にしてみれば、また同じようなことを起こされては困る。二度と出てこないように、そういう意味での星野委員の発言であり、井上委員が提案されている。いずれにしても私としては、再発防止のために何らかの手は、多少の費用がかかってもやむを得ないのではないかという意味で、このまますんなりと、ただ終わってしまい議事録に残すだけではまずいという気がする。

【堀合委員】 この程度のことなので、議会の自浄作用というか、議会が主体となって解決に導くべきであると思う。しかしながら、今日、もうかれこれ2時間以上の議論を繰り返しているけれども、一向にらちが明かない。私としても、本来は石田委員に自ら発言の取消しをしていただきたいと思っているが、一向に応じてくれる気配がないということで、何か強制力を行使するというわけにもいかないの、これはもう今回に関しては致し方ないということで議会自らとしての解決を一旦諦めて、弁護士に委ねることに賛成せざるを得ない。

【福本委員長】 石田委員に申し上げる。全員ではないが、多くの方から神奈川県弁護士会に意見を委ねてよいのではないかという賛同の声が上がっている。これは、先ほど来、石田委員が様々に御自身の意見を述べられているが、それに対して多くの方が明らかに違和感を覚えていることの表れではないかと思わざるを得ない。石田委員は御自身の判断で、意見を述べられているのかもしれないが、その考えとほかの皆さんが議事録を読んで受け取っている考えとが、かなりそごが生じてしまっている表れではないかと思う。この溝を埋めていくこともすごく大事なのかと思うし、そごが解決されない限りは、ど

らんどん議会として、第三者の意見に委ねなければならないとなっていきかねないと思っているので、そのように申し上げておく。

【鳥渕委員】 私も井上委員の提案に反対するものではないが、むしろ大事なことは弁護士相談の結果を受けた後にどうするのかというところである。都度そんなことを何度も繰り返すわけにもいかない。今、委員長から話があったように、本委員会の中で多くの委員から前向きな、建設的な意見をいただいているということは、やはり大半の人が石田委員の発言に対して、これはそういうふうには聞き取れないということであり、たとえ本人の主張があっても、それは自分の中でしっかりと受け止めていただくことも大事だと思っている。自分の主張も大事であろうが、聞いている人たちや、読んでいる市民がどう見てもこれは石田委員が後から理由をつけて説明しているだけにしか聞こえない。こども教育常任委員会で石田議員が発言しているとき、私自身もこども教育常任委員会の委員として現場に出席してその場で聞いていたけれども、明らかに地方自治法第14条をそのまま用いてこういうふうに書いてあるのではないかと断言をしていた。それなのに、後になって、こういう場になると、いやいや実はそうではなかったのだ、こういう流れだったのだとか言われても、それは後になってからの説明である。よって、さっき私が石田委員に対して、そう言うのだったら今後はその都度その場で説明してもらいたいと言ったわけだが、これだけこの場で皆さんがこういうふうに意見を石田委員に対して言ってくださっているのだから、そこでしっかりと皆さんの意見を参考にして、今回のこのやり取りについては、取り消しますと。今後はこういうふうにしていくということも考えてもらう必要があるのではないか。

【福本委員長】 進行している最中ではあるが、私から申し上げた3点について、その部分に関しては石田委員が取消ししないと既に明確に表明されていて、今の弁護士会の件に関してはハラスメントについての内容に移っていると思う。

【井上委員】 ハラスメントについての話もそうだが、この法解釈みたいなものも第三者である法律の専門家の意見を聞くのは大事だと思う。

【石田委員】 井上委員の提案について、私はありがたい話だけでもそれを一般化するおそれがあるから反対する立場だが、私の解釈は、こういう申入れがあった、それに対して、実際の当該委員会ではこういうやり取りがされているということに関する法解釈を求めるという理解をしている。

【赤嶺委員】 今回の第三者の弁護士等にアドバイスを求めてはどうかという提案に賛成したい。その理由として、先ほど来から私はこういうふうには読んだということを示した上で話をさせていただいてきたが、その後に石田委員は私の話は国語の問題だとおっしゃっている。中村委員の場合は法律的というふうな言葉があったが、石田委員が正しくて、私が間違っている可能性もゼロではないと思うので、現段階ではそこがどうなのかという結論が出ていない。だから、そこはしっかり第三者の専門家に意見を聞いた上でその後の対応を選択していく必要があると思う。

【堀口委員】 井上委員から提案があったが、大前提として議員の発言は、趣旨を最大限反映させるのは議会運営の中でも重要だけれども、今回こういう事態が起きてしまったということは、議会と行政の信頼関係が崩れていると感じている。そうした中で、議会の中だけでは判断できかねない事態でもあるので、皆さん言われているように、法律の専門家に法解釈の在り方もそうだが、ハラスメントに当たるのかは、石田委員の名誉にも関わってくる重大な問題だと思う。費用と時間がかかるかもしれないけども、丁寧に対応していくことが必要なのではないかと思う。

【木村委員】 委員長が、委員長の立場として非常に残念であるとさっき言われたが、こども教育常任委員会と総務常任委員会という二つもの委員会でこういう地方自治法第14条第2項云々の問題が出

てきている。これ自体も、石田議員本人は信念を持って発言したと思うが、市側にとってはそれ自体が非常に圧力に感じているので、そういうことも含めて、本人含め我々全員が、また、市側もすっきりする意味合いでは、井上委員が提案したのが一番いいかどうかは別として、先ほども言ったが市の費用を使う云々ではなくて、議会としてはっきりさせるためにも、議会が今、年間で与えられている費用を利用して、議会としてそういう公の第三者の機関に振るとしてもらいたい。

【福本委員長】 ほかに意見がなければ、暫時休憩する。

午前11時55分 休憩

午後0時00分 再開

【福本委員長】 再開する。

暫時休憩する。再開は午後1時とする。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

【福本委員長】 再開する。

暫時休憩する。再開は午後1時15分とする。

午後1時00分 休憩

午後1時16分 再開

【福本委員長】 再開する。

委員長から申し上げる。先ほど途中で提案があった弁護士会への相談の件については、本日は各会派への持ち帰りとさせていただく。次回の日程はあさっての19日、本会議最終日終了後とするので、御出席のほどよろしく願います。

なお、関連して除斥の規定を事務局から読み上げさせる。

【議事係長】 それでは除斥の規定ということで、大和市議会委員会条例第17条を読み上げる。

見出し、委員長及び委員の除斥、第17条、委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

【福本委員長】 弁護士会への相談の内容については、先ほど協議された内容を整理して事務局に説明させる。

【事務局次長】 委員長の指示により説明する。先ほどお聞きしていた限りということで答弁すると、ハラスメントに関することと法解釈について協議があったと承知している。

【福本委員長】 そのような形でよいか。

【石田委員】 そのような形とは、どういう形か。意見を求める程度で抑えるのか、どこまで踏み込むのか教えてもらいたい。

【福本委員長】 音声と議事録を合わせて提供し、法解釈の部分とハラスメントの部分該当するところがあるかどうか、反するところがあるかどうかという確認になると思う。

【石田委員】 議会の自律権というものがあって、最終決定は議会でしなければいけないと思うので、その最終決定に当たる部分を外部化するような委託をするのは明確に問題になってしまうと思うから、あくまで意見を求めるというところで抑えておくべきということを付言しておく。私はこれを行うことに関して賛成の立場の人間ではない。

【福本委員長】 裁判するわけではないので、ジャッジするわけではなく第三者の意見を伺うものと承知している。

【石田委員】 私自身は、先ほどから申し上げているとおりにこれを行うことに関してはよくないという立場を取っている。

【福本委員長】 ほかになければ、日程を本会議最終日の終了後、相談する内容は、先ほど説明した内容でよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのようにお願いします。

続けて、先ほど説明を行った内容を進行させていただく。3点目について改めて石田委員から取消しをしないという話があった。それを受けて委員長として申し上げる。ここまで皆様から様々に貴重な意見をいただいた。前回の本委員会で石田議員から発言の取消しの申出を受け、既に全会一致で合意された内容であり、また、本日も委員の皆様からは、発言を取り消すべきとの意見が大半を占めていたのが明らかと感じ、委員長としても同じ考えであるが、石田議員からは、委員長として指摘をさせていただいた全ての発言を取り消さないとのことである。誠に残念ながら、これ以上協議を続けても石田議員の考えは変わらないと判断せざるを得ない状況になっている。会議規則上、本人の申出がなければ発言取消しはできないので、石田議員による地方自治法第14条第2項の発言に関して正しいと言えないので取り消すべきではないかと、これまで本委員会で長時間にわたり協議してきた当該の発言は、最終的に取消しに至らず、大和市議会の公式な会議録に石田議員が発言した内容で記録され、そのまま永遠に残ることになってしまったものである。繰り返すが、地方自治法第14条に、重要事項は条例で定めるとの規定はない。ここで極めて重大なことなので、委員長として表明をさせていただく。石田議員による地方自治法第14条第2項に関する発言は、正確な内容と言えないとして、委員によりこれまで何度も繰り返し協議をしていただいたが、石田議員からは発言を取り消さないとの発言があり、それは最後まで変わることがなかったものである。この結果、法律の条文という極めて重大な事項について、正確な内容と言えないとして、本委員会で指摘され続けた発言にもかかわらず、大和市議会の公式記録としてそのまま記録され、永遠に保存されてしまう事態を招いてしまったものである。この事態を回避できなかったことは、本委員会委員長としての痛恨の極みであり、誠にざんきに堪えないことをこの場で表明させていただき、本委員会の会議録に記録させていただくものである。

それでは、次の項目に移らせていただく。

【中村委員】 最後に言おうと思ったが、今回これだけ長い時間をかけて話したが、本来こういう委員会中での発言はその委員会の中でその場で指摘されるべきだと思う。だから、今後は各委員会の中でこの発言について問題があるとか、あるいは少し正確性が欠けているのではないかと思った場合には、各

委員がそこで何々委員の今の発言については根拠が不正確だということ等はその場で聞いて、本来は委員会の中でその場でしっかり話し合うべき話だと思う。今後、自分も含めて、委員会の中ではそういったことがちゃんとその場で議論できるようにして、議論の中でいろいろな問題点や疑問点があれば、ちゃんとその場で議論されてそれが議事録に残るようにしたほうがよいと思う。これは意見である。

【福本委員長】 意見ではあるが、私もそのように思うので、ぜひ各会派に持ち帰って周知していただければと思う。

【石田委員】 発言の取消しに関しては応じられないが、多くの委員の皆さんから誤解があるのではないかと指摘をいただいたことに関しては、私なりに受け止めて、今後の発言に関して当然にはなるが、分かりやすい発言を心がけたいということを変更して思ったということは表明しておきたい。私は今回の発言に関して全て取消しに応じなかったのかというと、今日議題になったことに関してはそうだが、総務常任委員会の議事録の31ページ、内容に関しては申し上げないが、休憩中の発言……。

【福本委員長】 それについてはこの後議題となる。

【石田委員】 承知した。では、委員長の進行におまかせする。

【星野委員】 今、中村委員からあったように、本来はその委員会中にやるべきことだということだったので、私がこども教育常任委員会の委員なので議事録に残しておきたいことが1つある。市側のほうで、「恫喝ではないか」という表現があったと思う。これについて私の認識で話させていただくと、当日、委員会が流れている中で、議事録にも記録されているように河端委員が石田委員外議員による市側職員への発言に対して一定の指摘をした部分があった。その後の流れの中で、暫時休憩が入っている。ここは休憩中のため記録に残っていないので、あくまでも私個人の意見として申し上げるものだが、この場面で委員外議員である石田議員に対して職員に対する言い方なりを私が指摘した部分がある。その流れも踏まえて議事録を読んでいただければ、それに続く樋田副市長からの「恐怖を覚えている職員もおります」などの発言への流れにつながっていくかと私は認識している。それらの流れも踏まえて会派に持ち帰って議論していただければと思う。

【福本委員長】 進行する。

次の取消し項目の確認を続けたいので、内容は事務局に説明させる。

【事務局次長】 資料2-1の市長からの申入れ書を御覧いただきたい。(2)議員調査についての1点目、地方自治法第96条に関する発言については、前回の本委員会で石田議員からは発言を取り消さないとの意思が表明され、委員長からは、『地方自治法第96条の文中に当該議員が主張するような『議員調査が地方自治法第96条に基づく権利である』との記載がないということは、事務局の朗読に併せて皆様で同時に確認をさせていただいたと発言され、事実確認が行われたものである。次に2点目の「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言」との指摘に対しては、前回、石田議員からは、発言取消しについては会議録を見てから決めたい旨の発言があった。資料2-4の総務常任委員会の会議録の31ページをお開きいただきたい。まず、3行目の真ん中からであるが、「情報提供を求めたにもかかわらず、様々な情報が提供されない」との表現であった。次に12行目の真ん中から次の行にかけてであるが、「必要な情報を求めたにもかかわらず、誤った認識でそれが提示されなかった」との表現であった。

次に、市長からの申入れ書の(3)休憩中の発言についての指摘である。会議録は同じ31ページの先ほど見ていただいた部分の続きである。「行政側から関係がないという言葉が飛んできて、審査が妨害される」との部分である。これについては、前回、石田議員から発言を取り消したいとの申出があっ

たものである。

【福本委員長】 内容は説明させたとおりである。一つずつ確認させていただきたい。まず地方自治法第96条に関する発言は、前回、石田議員から取り消さないとの意向が示されたが、委員長としては、「地方自治法第96条の文中に、当該議員が主張するような、『議員調査が地方自治法第96条に基づく権利である』との記載はない」ということを前回確認させていただいている。今回、総務常任委員会と、こども教育常任委員会の会議録を皆様に配付したので、改めて確認させていただくものである。皆様から御意見を願います。

【石田委員】 地方自治法第96条に基づいてということに関して、条例の中にそういった調査権とか明記がないということで論陣が張られているとは思いますが、私としては明記されていないからイコール議決権に基づかないという考え方は……。例えば憲法なんかで言ったら自然権である。明記はないけれども明確に認められている権限があるから、そこに関しては内容を書いていないから、明記がないからできないと申し上げたい。その上で地方自治法第96条になぜ、議員の調査に基づいていると私が主張しているのかといえ、議決をするためには、判断をするための情報がなければ、イエスともノーともできない。だから議員調査というものが必要であると思う。議決権を行使するために切っても切り離せないものだからこそ、行使することに関して空洞化しないように議員調査に対して協力義務が課せられていると私は主張している。そういうことで、第96条に基づいての議員の調査という認識を求めていくことに関しての発言を取り消す立場にはない。

加えてあったのが、今の発言に関しては……。

【福本委員長】 今、皆さんから意見を伺おうと思っていたのは、第96条に基づく権利であるとの記載はないということに関してである。

【石田委員】 そこまででとどめてほしいということか。

【福本委員長】 そうである。

【石田委員】 承知した。

【中村委員】 石田委員からも話があったように、そもそも第96条に明記されていないし、そこに権利として条文に書いていない。石田委員もおっしゃったように憲法の中にも明記はされていないけれども、それから派生する権利として認められたものもある。ただそれは、判例とか通説である程度確定したものであって、個人の法学者が言っているというよりは、判例の中でそういった権利が認められている、あるいは判例までは出ていなくても、多数説、通説の中で、ある意味それが常識とかそういう理解だということが多くの人々によって共有されている場合である。今回石田委員がそれが第96条に基づいているという発言だが気持ちは分かる。ただ言葉が足りないというか第96条に基づく権利とまではなかなか言い切れない。第96条から派生してこうも考えられるとか、そのぐらいで発言を抑えておけばよかったかもしれないが、権利とまで言い切られてしまうと法解釈としては無理があると思う。この辺りはすごくデリケートな部分だから、言い切ってしまうのは法律には確かな根拠がないと、自分はそう思うということも思ってもよいが、それを基に論陣を張るのであれば、石田委員が個人で思っているということだけではなくて、何かそれを裏づける根拠がないと難しい。もしも、そういうものがあればこの場に出してくださいとこの間私は石田委員に言ったと思うが、あの後調べてこういう判例があったとか、もしそういうのがあったら今ここで出してほしいが、そういうものが今、この場に出せないのであれば、それを根拠として位置づけてということは無理があると思う。

【星野委員】 今、石田委員や中村委員の意見があったが、あくまでも私の意見になるが、確かに市側

がどこまで資料を出すのかということに関して今出されているのでは足りないと言うのはそれでいいだろうとは思う。ただし、我々はあくまでも議会として行政をチェックしている以上は、議会として、例えばここまでの資料を出してもらいたいということ等を過去に議会として統一しようとしたことはあるのか。そこを確認したい。

【事務局次長】 そういう協議は承知していない。あくまでも議員調査については、前回は指摘があったが個人で行うものであるので、議会としてというようなそういう協議はされていないと承知している。

【星野委員】 あくまでも私の常識的な判断になるけれども、今回こういう形で、第96条に基づいての議員調査だと主張するのであれば、きちんと議会として今後どこまで資料を出してもらいたいという話合いが必要であるし、石田委員もそれを主張するのであれば、ほかの議員も巻き込んで、きちんと今までそういう話はしてこなかったのかというところに疑問がある。よって、調査は必要だが議員としても、過去石田議員も怠慢ではないかというのが私の意見である。

【中村委員】 今の星野委員の意見だが、前回大木前市長のいろんなことを議論したときに、明確にどこまでかということを一律的には言えないけれども、前期市側からの資料が十分でなく、議決をする判断、議員の判断に大きな支障があったことは当時の議員の共通認識で、そのことを市側には申し入れている。そのことについてなるべくきちんとした資料を出すように、そういう趣旨の内容を求めている、それに対して行政側がある意味理解を示していると思う。だから、市側が十分な情報を議会に提供することは了解を得ている問題だと思うけれど、議員の調査権が第96条に基づく議員の権利と言えるのかどうかである。条文上も明確に第96条に基づく権利と言っていないこと、そして関連はするものであるとは私も思うけれども、それがこの条文に基づくとまで言い切れるのかということ、そういう理解も、おそらく判例もないと思う。通説という状況にさえもなっていないと思うので、石田委員がそこまで言い切ってしまうのは無理があるというのが私の考えである。行政側も議員の調査に対して尊重しているから、協力はしましょうという態度にはなっているとは思いますが、そこに対して、法による権利として個々の議員が要求できるのかということ、それは違うということなので、その点がさっきの第14条の件と同じだが、石田委員の気持ちは分かるが正確性という意味では違うというのが私の考えである。

【木村委員】 情報を求めたにもかかわらず出ていないという、これは本来、委員会が始まる前に、例えば本委員会であると会派として申し入れるとか。個人的に委員会の中でこういう発言をすること自体避けてもらいたいと思う。事前に議会として、必要だと思うものは事前に議会に諮って進める。委員会の中でこういう発言すること自体違うとしても、こういう答えになってしまう。議会としても都度こういうふうにしつこく言われたら、それ自体がもうハラスメントに関わるようなことになりかねない。そういうことで、委員会でのこのように出さないで、事前に会派なり議会全体として、不足の資料があれば申し入れすることにしてもらいたい。

【赤嶺委員】 前回の本委員会でも話したが、議決権が調査権の前提になるという通説は聞いたことがないし、そのような認識はない。議会における調査権は百条委員会を設置する権限であり資料請求する権利ではない。それが明確になっているにもかかわらず、議決権に調査権が含まれているという石田委員の解釈は少し飛躍し過ぎと思う。前回は話したが、ではなぜ調査依頼を市側が受け付けてくれているのかということ、私の解釈であるけれども繰り返しになるが市側は厚意で調査を受け付けてくれているという判断でいる。つまり、こちらから資料を出してくれ、こっちは議決権があるから請求できるので早く出せみたいなきは言えないわけである。今回市側は、石田委員に対して情報公開制度に基づく形で

回答できませんと極めて適切な回答をしているにもかかわらず、議決権に関連する調査権だと主張して、石田委員の言葉をあえて借りれば通説に基づいて行われてしまったことは、石田委員は改善すべきと思うし、これがもし他の議員全員が石田委員のような感覚で市側に依頼してしまったら大変なことになる。よって今回のこの問題は、私は明確に石田委員には改めていただきたい。石田委員におかれては、議員調査について、私はそう思っている、ではなくて、これからは、そう思わないでいただきたい。そうでないとおかしくなってしまう。この問題が原因で議会側と市側の信頼関係が崩れてしまうとどうなるのか。他の議員の調査依頼にも大きな影響を与えるものと懸念せざるを得ない。

【石田委員】 私は地方自治法第96条に関わる議員調査ということは申し上げているが、議事録上では、調査権という言葉をおそらく使っていないと思うのでそこは少し整理したいと思う。あくまで地方自治法第96条、そこで議決が議会に求められているという状況の中で、その求めを果たすためには調査は切っても切り離せないと思う。議決は議員個々人で行うものだから、その議員個々人の調査は議決権とつながって、連結されているということはおそらく否定をされる方はいらっしゃらないと思う。だから、この地方自治法第96条を執行するためには議員調査は不可欠なものだということは、判例どうこうではなくて実態として体感できる事実でないかと私は思う。この議論は補正予算のくだりの中で行われていて、補正予算で今年度分の人件費、職員給与費の増が議論されたので、それに関わって判断する材料となる、それを認めることは中長期的なその先の増加にもつながっていくわけだから、そういうものが示されないという状況を、私個人だけではなくていろいろな議員にとっても弊害になったと私は類推する。そういう状況の中で私は第96条は空洞化に当たっているということは、今回に関しては強く言えるところと思っているので、このような表現をしたと御理解をいただきたい。

【赤嶺委員】 議案等に対して審査を行うために資料請求をする、そのために調査依頼をかけるのはあってしかるべきと思う。しかし、それは法令や何かの権利や権限があって請求しているものではないということをお石田委員は認識しておかれたほうがよいのではないかと。前回星野委員もおっしゃっていたとおり、資料が出てこない、よって確認できないから反対するという選択肢が議員にはある。それも含めて議決に関わってくるものではないかと判断をしている。そもそも、資料が完全に出そろって議案の審査に臨めればそれに越したことはないが、これだけ多くの議員がいて、その議案のどういう部分にどんな疑問を持っているかは、人それぞれであり分からない時点で、漏れのない資料を市側が事前に全て準備することは相当大変なことだと思う。だからこそ、こうした調査依頼みたいな形で個別に議員がこの資料はもらえるかというようなことができるようになっていないかと思う。しかし、繰り返しになるが、これは法令の強制的な権限があるわけではない。あくまでも行政側の厚意で回答いただいている現状があることを共有する必要がある。

【鳥淵委員】 私も前回は申し上げたけれども、冒頭、委員長からも言われたように、議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるとの記載は法律に一切ない。これについて、結びつけることはない。

【吉田委員】 先ほど星野委員から今までこういうことは議論がなかったのかということについて、今までなかったということだったが、今後は議会としてこういうことを決めて市に求めていかなければならないのではないかと思う。議決に必要なものに関して、なければ判断ができないということに関しては私も同じように感じているので、今後は、議決に必要なものの情報は市から提供してもらうように、議会として言っていかなければならないと思う。これは意見である。

【福本委員長】 ほかにないようであれば、改めて石田委員に伺う。先ほど来の石田委員の意見だと、発言を取り消さないという判断は覆らないということによいか。

【石田委員】 そのとおりである。

【福本委員長】 委員の皆様からは、「議員調査は地方自治法第96条に根拠はない」という旨の発言をいただいている状況である。前回の本委員会で、全ての委員に地方自治法第96条を見ていただいている状態で、事務局に全文を朗読させて、「地方自治法第96条は、議会が議決すべき事項を列挙した条文であり、議員調査が地方自治法第96条に基づく権利であるとの記載がない」ということを確認している。これについては、当日、委員からも同様の発言があったところである。本日、もう一度事務局に朗読させることはしないが、地方自治法第96条にそのような記載がないことは、この場で法律の条文を御覧いただければ明らかに分かることである。ここまで協議を重ねてきたが、石田議員は発言を取り消さないとのことである。誠に残念ながら、これ以上、協議を続けても石田議員の考えは変わらないと判断せざるを得ない。会議規則上、本人の申出がなければ発言取消しはできないので、石田議員による、『議員調査は地方自治法第96条に基づく権利である』旨の発言に関しては取消しに至らず、大和市議会の公式な会議録に、石田議員が発言した内容で記録され、そのまま永遠に残ることになってしまったものである。繰り返すが、地方自治法第96条の文中に、『議員調査が地方自治法第96条に基づく権利である』との記載はない。

ここで、極めて重大なことなので、先ほどの繰り返しとはなるが、委員長として、改めて表明させていただく。石田議員による地方自治法第96条に関する発言は、正確な内容と言えないとして、委員により、ここまで何度も繰り返し協議をしていただいたが、石田議員からは、発言を取り消さないとの発言があり、それは最後まで変わることはなかったものである。この結果、法律の条文という極めて重大な事項について、正確な内容と言えないと本委員会で指摘され続けた発言にもかかわらず、大和市議会の公式記録としてそのまま記録され、永遠に保存されてしまう事態を招いてしまったものである。この事態を回避できなかったことは、本委員会委員長として痛恨の極みであり、誠にざんきに堪えないことを、この場で表明させていただき、本委員会の会議録に記録させていただくものである。

それでは、続いて2点目の指摘に移りたい。市長からの申入れ書に記載されている『回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言』とは、先ほど事務局から説明させた総務常任委員会会議録の31ページの石田議員の発言と思われるが、3行目の『情報提供を求めたにもかかわらず、様々な情報が提供されない』との発言と、12行目の『必要な情報を求めたにもかかわらず、誤った認識でそれが提示されなかった』との発言について、回答希望日を明言していないが、この発言を指摘しているものと委員長としては判断している。本件について皆様の考えを伺いたい。

【石田委員】 委員長からは回答希望日云々とあったが、私はこちらの発言では一切回答希望日という言葉を使っていない。私はこの回答希望日の問題に、市側が矮小化をしているとつながると思う。というのも、31ページの上から3行目で「誤記載があったこと、加えて情報提供を求めたにもかかわらず、様々な情報が提供されない」と発言している。これに関しては議案質疑で専決に関わる条例改正もあったから根拠を求めたり、中長期的な見通し、11月に示すと言っていたビジョンとかに関して求めていくような質疑をした。こういった経過を踏まえて言っていることなので、議員調査のことだけに限ったことではない。私の情報不足を指摘する言葉というのは、議員調査の回答期限に間に合っていないではないかという事実に基づかない指摘をしているということではないので、これに関しても市側の申入れに記載されている「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず、市から情報が提供されなかったという事実と異なる発言」というのは明確に間違った指摘であると言わざるを得ない。

【星野委員】 今、石田委員からあったように「情報提供を求めたにもかかわらず、様々な情報が提供されない」と言ったことに関しては、回答期限のことを指しているわけではないと私は解釈したが、しかし、市側は今回その回答期限のことを言ってきた。石田委員としては、回答期限の話をしているのではないということなのか、それとも、回答期限の話も含めて言っているのかどちらなのか。

【石田委員】 種々の調査に関する問題を言っているのではなくて、結果的に職員給与の増の賛否をするためには、経常経費が増えるわけだから、今問題になっている経常収支上どうなのか、代替財源をどうするのかとか、こういった判断するために必要不可欠な根拠情報がないことを指摘している。だからどの調査がどうだという議論は非常に議論をねじ曲げられているというか、委員会のときに私が指摘したことは真っすぐ受け止められないで、回答希望日までには回答というところでしか考えてなかったのかと非常に残念に私は思っている。

【星野委員】 趣旨がずれるかもしれないが、今回経常経費の情報等を求めたということだが、石田委員は今までは経常経費のことを問題にしたことはなかったという認識で間違いはないか。

【石田委員】 私はこれまでの職員給与費増というのは基本的に必要なものという考え方。公務員の給与は地域経済も非常に関わってくるし、それに基づいて民間給与は追いついていかなければいけないということも言えるので、私は積極的にお金を出していくという立場であるから、また職員を確保していくという点においても、残念ながら大和市は滑り止めというか、大和市以外で受かったら大和市以外のところの職員になってしまうということも実際に情報として私には入ってきている。こういう状況下で、他の自治体が人事院勧告に従ってだんだんと上げてきている状況の中で、大和市だけが上げないということに関しても課題があると思っている。しかし今回の場合は特殊事情があり、経常経費が101.5%になっているということで、9月議会でも大騒ぎになった。こういうことが市民の皆さんにも周知がされていて、あれもこれもできないのでこういう負担をお願いしますということもやっている状況の中で出てきた年間で3.5億円、補正予算では1.8億というものに関して、いつもどおり右から左に、はいそうですねとはならない。だからこそ、今回詳細な情報提供を求めたということが背景にある。

【星野委員】 私が今回この議論を考える上で石田委員に対して確認しなければならないもう一点を伺う。今回石田委員は、経常収支比率が100%を超えたことがそのきっかけみたいな趣旨の発言だと思うが、私は既に過去から問題だと思っている。ここはもう解釈の範囲である。私が問題だと思うのは解釈の範囲だと思うので確認させていただきたいが、私の価値観からすると過去の数値でも問題にしてこなかったのは、議員としての能力を疑う、石田議員の能力を。だから確認したいが、石田議員は過去は問題ではなかったと思っていたのか。

【福本委員長】 少し本題とずれている。

【石田委員】 星野委員からの質問に答えさせていただく。先ほど申し上げたとおり、職員給与を上げることに必要性は非常に高いと思っているので、基本的にはこの間は賛同している。財政的に痛むことは分かっているが、それを覚悟してでもやらなければ人材確保ができないだろう。つまり、行政を回すための基となる人材確保に支障を来す。もう既に支障を来している状況であると思うが、課題があると感じているのでこの間は詳細なことに関して申し上げることは基本的になかった。

【中村委員】 この議論は今までの件と違っているところがある。総務常任委員長が委員会の途中で石田委員の発言に対して、「予算の質疑をお願いしたい。予算の内容。」とあえて言っている。それに対して石田委員が「言われたことに返して終わりにしようかなと思ったのですけれども。」と発言して、その後でまた委員長が石田委員に対して「では、最後に簡潔にお願いします。」と言っている。ここで委員長

の仕切りが入って、委員長が石田委員の発言について「議題を外れているのではないかと判断して委員長として注意をしている。しかし、それに対してまた石田委員が再度繰り返して発言している。この問題がこれまでの件と違うところは、委員長がこの問題について仕切りをして、石田委員に対して注意をしているという前提がある状況での発言ということが一つ。もう一つは、それも大きいところだけでも、今回、一連の石田委員の話を聞いていて、気持ちと言わんとしていることは分かるが、正確かどうかという正確さを欠く発言が多い。こういう場でいちいち石田委員に聞けば、ああそうなのかということもあるけれども、そういうことがなくこの委員会の中でそういう発言をして、いろんな推測とか誤解を発生させてしまう表現が多々あることを石田委員は反省するべきと思っている。正確な発言とか正確な表現というのはもちろん私も含めてだけれど、特に委員会というのは、原稿を持って話しているわけではないから不正確なこととか言い間違いは、可能性としては起こり得る。だから、極力そういうことがないようにするが、もし、そういうことについて指摘を受けたらそしてそれが間違っていることであれば、あるいは自分はそう思ったけどそれが行政側に伝わらなかったのであれば、それをそのまま議事録に残すのではなく、伝わらなかったのならそれは今回は取り消すことも一つの判断として重要と思う。これについても石田委員の思いは分かるけれども、多くの人たちからそういうふうに理解されないのであれば、会議録として公式に残るものであることを考えれば、取消しをしたほうがよいと思う。

【木村委員】 この件は前回、御本人は取り消すかは三角状態だと言われていたが、未だにそんな状態なのか。それとも今中村委員が言ったように、取消しするような気があるか。

【石田委員】 議事録を確認して、事実誤認をしていないことが私の中では確認されたので、私としては当該話になっている情報提供に関わる発言に関しては取り消す考えはない。

【赤嶺委員】 「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず」ということは、その書類が残っていると思う。いつまでに回答しろと書いた書類が。内容も書いてあると思う。まさにそれが事実ではないのか、私はそう単純に思う。市側はそれに対して書いてある希望日までに回答しているにもかかわらず、総務常任委員会で石田委員から回答されていないという発言があったとしたら、それは取消しする必要があると思う。

【福本委員長】 御自身が指定された回答期日までに回答はあったのか。

【石田委員】 私は回答希望日までにということは言っていない。議案質疑等や様々な場面でこの補正予算を判断するための情報を求めてきた。それが出てこなかった。それに対して言っている。なので、それを「回答希望日までに回答を行ったにもかかわらず」と、この問題だけに矮小化をしているのは非常に問題があるかと思う。職員給与の増を判断するにあたっての根拠となる資料が不足し、出すと言われたものすらも出されなかったと思う。その上に誤記載まであったということがあるので、そういうものに対しておかしいという思いをここで発露しているから、それに関して私の主張は何か事実誤認しているのかというところと全く当たらないと思っているので、行政側の誤った指摘に対して真つ当に答える気にすらならない。

【堀合委員】 (2)の2個目に関しては議事録を精読する必要があるし、石田委員の言い分を聞き取って理解する必要もあると感じる。この案件に関しては今までの議論とは、かなり異なると私も感じている。石田委員の繰り広げられている主張と議事録を合わせて読んだ場合に、この件に関しては石田委員の主張が表れている、解釈できる表現を議事録上もしていることが私からは確認できる。具体的に述べるが、個別の情報開示請求については一切述べていないということがある。その上で、自分自身が求めた情報について開示がされなかったという主張を首尾一貫繰り広げているが、それは実際にそのとお

りだということも確認できている。市側は石田委員の情報開示に対して完全に応じたわけではないことは事実として確認が取れている。個別の開示請求に関しては確かに回答期限までに回答は行っているが、内容については全部ではない。部分的に非公開ということも含まれていたということがあるので、石田委員の主張はそのとおりだし、議事録上もそごがなく解釈できるようになっているということで、今までの案件とは違う判断を議会としてはしなければいけないと私は考える。

【赤嶺委員】 先ほどの続きになるが、情報提供を求めるために石田委員は調査依頼をかけて、期限を設けて回答を求めてその期限までに市側から回答は来ており、それは書類として残っているという認識でよいか。

【石田委員】 補正予算に関わる私の求めは職員給与に関わることであるから、議員調査としては2件出している。記憶に頼っているのも、もし後で違った場合には訂正するがまず間違いはないと思う。一つは中長期的な見通しとか、人件費の増、職員の人数の増減とか、その辺の複数年の推移とかそういったものを、議案書を手に入れた初日に、11月18日だと思うが、すぐさま行っている。それが1点で、それに関しては議案の審査に間に合っただけと記憶している。もう1個が次に議題になると思うが、議員調査をかけて、各部予算要求書を依頼したが、それに関しては全部非公開ということになっている。

【赤嶺委員】 各部予算要求に係る書類についてということであるが、それについては市長の予算編成権に干渉するものなので、議会に対して提供することはできないことが前回の本委員会で既に明らかになっていることである。つまり、答えられない内容であるということも、また、行政側は情報公開請求に基づいてという理由も示して答えている。もう一点は、石田委員は調査依頼をかけて行政側から期限までに回答があったわけである。ここで何が問題かということ、行政側が回答希望日までにしっかり情報提供を石田委員に対して行ったにもかかわらず、提供されなかったという発言が石田委員からあったことに関して、市長からの申入れ書に記載の内容で来ているわけである。その部分は会議録でどこかということ、「情報提供を求めたにもかかわらず、様々な情報が提供されない、こういった様々なことが重なって一私としても、御存じのとおり、平時から職員給与の増額に関しては賛成の立場の人間です。」云々の部分ではないかと思う。これが事実ではないのか。

【石田委員】 それに限ったものではない様々な情報が、今私が話した、求めた2点の資料に限ったものではないことは議案質疑等で明らかになっていると思う。

【星野委員】 情報提供を求めたところについて会議録を見ていく。29ページの下の方に財政課長の発言の前の石田委員の発言で、「次に行きます。」とここから一つ議論が始まっている。読み上げると、「我々議会の議員調査は、情報公開条例に基づいて行っているわけではないのです。議会の議決権なのです。議会の議決権に基づいて議決をするに当たって必要不可欠な情報を得るために議員調査というものがあるのです。」というくだりの中で、それに対して財政課長が「今回の議員調査の対応に関しましては、情報公開条例に基づいて判断を行ったところでございますが、従来も議員調査に対しましては、基本的には一般の市民の皆様等から情報公開があったものと同等の対応を続けてきたところで、今回も同等の対応とさせていただいたものでございます。」という一連のくだりがあった上でこれを前提として議論が始まって、今回の石田委員による「情報提供を求めたにもかかわらず」という文言に入っていく。私の常識では、この発言は一通りの連続の中にあつた上で、市側に情報提供を求めたにもかかわらず様々な情報が自分に提供されないという流れになっているので、当然だが、議員調査も対象にしていると市側なり周りの人は思うと私も思う。なので、文言そのものだけを見れば議員調査とまでは書

いていないというのはそのとおりとはいえ、会議録の一連の流れを追えば、当然だが議員調査の回答期限の話もその中に入っていると考えるのが妥当である。よってこれに関して市側の解釈は妥当だと思うので取り消したほうがよいと思う。

【中村委員】 この話は、ずっと議員調査の話につながっているが、議員として様々な調査をして市側がそれに対して情報提供することが、市側は情報公開条例に基づいてしていると言っている。この情報公開条例というのは憲法21条の知る権利である。国民の知る権利に対して情報を提供することに関してだから、非常にこれは権利として重たい。だから議員調査よりも情報公開条例による情報公開のほうが軽いということはない。憲法に基づいて、国民の知る権利に基づいた情報提供をしているということであるのだから。逆に言うと、国民は知ることができないのに議員だけは知ることができるものがあるのかといえばそれはない。だから、個人情報とか守秘義務の問題を石田委員はいろいろ言っているけれども、一般の国民には見せられないが議員にだけは見せられるという情報はないと思うし、一般の国民には見せられなくても議員だけには見せてくれと要求するのは違うと思うので、その辺は考え方が違うところがある。石田委員がおっしゃるとおり、正しい判断をするためには正しい情報が必要なのはそのとおりである。それは、議員に限らず市民でも、主権者、有権者として正しい情報を知ることが非常に重要なことだから、それはそれで保障されなくてはならないが、しかし、今回自分が求めた書類が全部は得られなかったからとはいえ、それに対して議員の調査の権限、議決権が侵害されているという話を出しているのは違う。情報公開条例に基づいて情報公開していると市側が言っているなら、石田委員はそれが不満だったら情報公開審査会に審査請求することができる。自分はこれを要求しているのに来なかったのが不服だと。そういう手続きを経て資料請求することも石田委員は当然できる。それが委員会までに間に合わないとかいろんな問題があるなら、今後それをどうしたらいいかは議会全体で考えてと思う。ただ、今回のことについては石田委員の発言は飛躍してしまっただころがあるということで、これはこれで取り消した上で、今後情報公開の在り方、議員調査と情報提供の在り方についてどうするかを、議会全体で考えてはと思う。

【福本委員長】 ほかに意見がないようなので進行する。

皆様から意見をいただいたが、石田議員からは取り消さないとの意向が示されている。会議規則上、本人の申出がなければ発言取消しはできないので、石田議員による発言は大和市議会の公式な会議録に石田議員が発言した内容のまま記録されることになる。

続いて3点目の指摘である、休憩中の発言については、前回、石田議員から取り消したいとの発言があり、総務常任委員会で申し出ただくことを本委員会として確認済みであるが、何かあるか。

【石田委員】 こちらに関しては、以前示したとおり私としては、どういった発言かということには一切触れないが、休憩中だけではなくて審査中にも当該の発言があったことを、私自身、目の前で受忍しているし、多くの方々も一緒にそれを共有したものだとは私は思っていたが、録音記録では、私のそこに当たるだろうというところで、マイクに向かって言われている言葉ではないので、かすかに何か女性の声が聞こえるぐらいまでは私は判断できるが、内容に関しては分からない。この状況の中で水かけ論を行っていくことになれば、今後の暫時休憩中の協議に関しても、協議という言い方は少し語弊があるが、緩やかな関わりに関しても課題が発生することは、非常に弊害として大きいとは私を感じているので、この発言に関しては取消しをしたいと考えている。御理解のほどよろしくお願ひしたい。

【福本委員長】 ほかになければ、そのように決定する。

続いて、明日の常任委員会について、事務局から説明させる。

【事務局次長】 前回の本委員会では、石田議員自身からの発言取消しの申出を受け、総務常任委員会と、こども教育常任委員会の2つの委員会を開催することとし、日程は議長に相談の上決定していただくことを全会一致で合意していた。しかしながら、本日の本委員会で石田議員からやっぱり発言を取り消さないとの発言があったもので、会議規則上、発言取消しは本人が申し出るものなので、これにより、現在、明日のこども教育常任委員会の開催が宙に浮いた状態となった。現在、極めて異例の状態にあるものと承知しているので、まずは、こども教育常任委員会の取扱いについて、協議を行っていただく必要がある。

【福本委員長】 今、説明させたとおり、明日のこども教育常任委員会が宙に浮いた状態になっている。既に明日の開催をこども教育常任委員長が決定していたが、石田議員が発言を取り消さないことに変更したことより、現在、極めて異例の状況となっている。開催が難しくなったと思うが、皆様から意見はあるか。

【星野委員】 議案がなくなってしまったということであれば、開催しなくてもよいのではないかと思う。

【福本委員長】 意見は出ているが、石田議員が発言を取り消さないことに変更してしまった以上、こども教育常任委員会の開催は事実上、不可能な状態になったと言わざるを得ないと思う。本委員会で、こども教育常任委員会の開催を取りやめることを決定できるのか、事務局に確認したい。

【事務局次長】 前例が見当たらないので答弁は極めて難しいが、こども教育常任委員会の開催を決定したのは、あくまでも、こども教育常任委員長なので、開催を取りやめる決定をするのも、こども教育常任委員長になるものと承知している。したがって、本委員会でできることとすれば、明日のこども教育常任委員会の開催を取りやめていただきたいということを、本委員会の委員長からこども教育常任委員長に依頼することについてを諮り、決定することまでにとどまるものと承知している。

【福本委員長】 それでは、明日のこども教育常任委員会の開催を取りやめていただきたいと、こども教育常任委員長に対して委員長である私から依頼することでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。なお、こども教育常任委員会委員長をはじめ、こども教育常任委員会の委員の皆様には、急な開催で日程調整等の御負担をおかけしたにもかかわらず、結果的には開催取りやめの状況を招いたことについて、この場をお借りして本委員会の委員長としておわび申し上げたい。

3 決議（案）について（資料3）

（1）委員会決定によるもの

①年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議（案）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 12月11日（木）の本委員会で1件を各会派に持ち帰っていただいている。（1）-①について、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いします。

【福本委員長】 それでは、（1）-① 年末年始における航空機の飛行自粛を求める決議案について、修文の有無を確認したい。

修文は、ないようなので、会派ごとに賛否を確認したい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは賛成である。

【鳥渕委員】 公明党も賛成である。

【福本委員長】 自由クラブについては、委員長に一任されているため賛成とさせていただきます。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【吉田委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【堀合委員】 立憲民主党も賛成である。

【星野委員】 大和維新×iRAISEも賛成である。

【福本委員長】 全会一致である。事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は原案のとおりとし、全会一致なので提出者は、各会派で持ち回りとなっている。今回の持ち回りの順番から、提出者は、公明党、賛成者は、その他の会派でお願いする。

【福本委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのように決定する。

4 議員派遣について（資料4）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料4を御覧いただきたい。県央八市議会議長連絡協議会議員合同研修会が令和8年1月28日（水）に綾瀬市で開催予定である。28名、全ての議員の派遣について、地方自治法第100条第13項及び、大和市議会会議規則第167条の規定に基づき、即決にて議決をお願いするものである。

【福本委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いする。

5 令和8年第1回定例会の会期日程（案）について（資料5）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 令和8年第1回定例会は、2月25日（水）から3月24日（火）までの28日間の会期を予定している。2月25日（水）が本会議。委員会は2月27日（金）から3月5日（木）まで、記載の5つの委員会である。6日（金）が委員会予備日である。総務常任委員会開催日である3月4日（水）の正午が一般質問の通告締切りである。3月16日（月）、17日（火）、18日（水）が本会議で一般質問、24日（火）が本会議で最終日となっている。また、3月13日（金）及び23日（月）に本委員会の開催を予定している。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

【石田委員】 今回痛感をしたが、議会が始まってから資料が示され、直ちに委員会審査が始まることになってくると、全くその資料請求が間に合わない状況がある。ここで案として示されたレベルではよい。これを決定とせずに、ぜひこの在り方を四者とか各会派にも議論を投げかけていただいて、本格的に決定をすとしていただきたいが、ここで直ちに決定ということは、今回起こったことに関しては課題があると思うので、何とかお願いしたい。

【中村委員】 石田委員がおっしゃることも分かるが、ただ市側もあることだし、それは議会改革実行委員会とかで議論しながら丁寧に進めなくてはいけないと思う。今回やるかどうかは別にして、課題意識としては分かる。ここで案と示されているからといって、議会だけで決められるわけではないと思う。

【赤嶺委員】 これは今、案の説明をいただいて持ち帰りである。今ここで決定ではないと思うが、ここで決定なのか。

【福本委員長】 決定することではなくて、本日は案について説明しており、決定は議決である。

【赤嶺委員】 会期日程の決定は本会議初日の1週間前の本委員会で行っていると思うので、今日はこれ持ち帰りではないのか。なので、様々な意見があるならそれを踏まえて、次回の本委員会に諮ってもらえばよいのではないかと。私の認識が誤っていたら別だが。

【福本委員長】 事務局に確認するが、会期の決定をするのはいつか。

【議事係長】 本会議初日の1週間前の本委員会で提示された上で決定されて、本会議初日で議決される。

【福本委員長】 暫時休憩する。

午後2時27分 休憩

午後2時30分 再開

【福本委員長】 再開する。

改めて、令和8年第1回定例会の会期日程案について、先ほど事務局から説明させたとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

6 その他

(1) 市長の挨拶について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 最終日の本会議の議事終了後に、市長から年末の挨拶を行いたい旨の申入れがあったので、あらかじめ御承知おき願う。

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いします。

(2) 一般質問の通告に関して、昼休憩中の議員への市側職員からの電話連絡について

【福本委員長】 本件は、前回の本委員会で日本共産党の堀口委員から発言があったが、事前に委員長である私に申出をいただいていたことがなかったことから、改めて本日、提案されることとなったものである。

事務局に説明を求める。

【議事係長】 前回の本委員会において、堀口委員から、一般質問の通告に関して昼休憩中に市側職員から議員に対して電話がかかってくることについて発言があり、市側へ申し入れることについて、本日、具体的な文案を提案されることとなったものである。

【福本委員長】 それでは、堀口委員から、提案をお願いします。

【堀口委員】 前回、突然の申入れにもかかわらずお取り扱いいただき感謝する。事前に事務局に文案を預けさせていただいているので配付していただいてもよいか。

【福本委員長】 事務局に資料を配付させる。

(事務局が資料配付)

【堀口委員】 趣旨としては、お互いにしっかり休憩時間が確保できるようにと述べている。職員の心理としては一刻も早くアポイントを取って、すぐにヒアリングができるようにというところで、かなりタイムスケジュールがハードなところもあるので、そういったところも私たち議員も勘案しながら、なるべく事前に協議ができる場所では、事前に調整をしていただくとかそういったところの配慮もしながら、ただ昼休みは皆さん、お互いに休めるときは休みましょうというところで、メリハリをつけていただければと思うので、もちろん何か修正案があれば、修正に応じるので御検討をお願いしたい。

【福本委員長】 堀口委員からの提案について、皆さんから意見等はあるか。

【堀合委員】 基本的に趣旨には大いに賛同するところだが、ただ一つ気がかりなことがあり、職員側に昼休みしっかり取ってくださいとこちらから言うことについては何のためらいもないが、私の考えとしては、議員は1年365日、24時間いつでも議員である。職員が議員に対して電話をしてくることは、プライベートではなく当然議員としての地位職位に対して電話をしてくるので、議員側から昼休みはしっかり休ませてくれというのは、私としては違うと思っている。反対はしないけれども、可能であれば、あくまで職員にしっかりと休んでいただくためのものだという点を強調したような文面にしていただけると私としては大変嬉しいが、いかがか。

【堀口委員】 私はどちらかという職員にしっかり休んでいただきたいという趣旨で提案を申し上げたが、そうなる職員だけでいいのかという声もあるかと思って、双方としたほうがバランスが取れるかと思い、趣旨としては堀合委員と同じ思いではある。ただ、今は12時が通告締切りなので事務局がすぐに休憩に入っていない状況であると思う。本来であれば、私は12時に締め切ったとしても、事務局が発信するのは13時にするとかしたほうがいいのではないかと思うが、中には昼休みの時間に質問があるのかどうか悩まれる部署もあると聞いているので、そういったところの心理的な負担というかそういうところも鑑みると、それがどういう状況がいいのかはまたみんなで話し合っていけばいいと思うが、この段階では、昼休みは休みましょうという提案にとどまっている。

【堀合委員】 納得したので、堀口委員の案に全面的に従いたい。

【中村委員】 まさに堀口委員おっしゃったように、12時に出さずに13時に出せば済む話だと思う。もっと言えば、今は12時が締切りなので事務局はそのまま整理に入って市側に出すから、事務局は昼休みに仕事をしているので、12時に締め切って13時半に発信することにすれば、事務局も昼休みが取れ、市側職員も昼休みが取れるし解決するのではないかと思うが、堀口委員がおっしゃるような間に職員がどの議員から質問あるのかもやもやしてしまうのもあるかもしれないが、そんなにないので

はないか。むしろ、それよりも確実に休憩が取れるように12時締切り、13時半発信にすれば全部問題も解決するのではないかと思うが、いかがか。

【福本委員長】 堀口委員、中村委員の意見を踏まえて事務局から何か意見はあるか。

【事務局次長】 事務局は意見を言えない立場なので、言える範囲で答弁をすると、さっきの12時に締め切って13時や13時半に発信というのは、指摘があったように今でも昼休みも働いているので議員各位から働いてもらいたいと言われるなら働きますというところであり、今と変わらない。今、後ろに遅らせるという話が進んでいるようだが、そこは堀口委員御指摘のとおりで市側がやきもきするというのは否定できない。いずれにしても時間を変えることになるのであれば、議会として意思統一したとしても、それを市側に申し入れて意向も聞かないと決めがたいと承知している。

【星野委員】 事務局に確認する。現状の運用だと事務局は昼休みの休憩中に働いているということか。

【議事係長】 通告締切りが12時なので、そこからPDFファイルにして各部に周知できるようにという作業をしており、昼休み中の作業は発生している。

【星野委員】 その場合の職員の休憩時間は、ずれたりするのか。

【事務局次長】 時間管理をしている管理職の私が怠慢だったと思うが、今御指摘いただいたが、職員たちに代わりの休み時間を必ず取らせることはできていないので、そこはおわびしないといけない。実態として申し上げますと、12時が締切り、以前は紙だったが今は電子的なもので作業をして、全庁に通知するためのPDFを作成し、その後、議員の皆様へ配るための一覧を印刷する作業があるので、実際は12時半ぐらいまで働かせている状況がある。その後は、13時過ぎまで1時間休んでもらえているときもあれば、私が気づかなくて働かせてしまって昼休みを取らせていないという状況もあるというのが通告締切日における実態の報告である。

【赤嶺委員】 前は昼の12時から13時までの間、議員も職員も連絡するのを控えましょうという話だったが、そういう意味では堀口委員の案は非常によくできていて賛同できる。しかしながら、通告の締切りを変えるとかヒアリングが始まる時間を変える話はまた別の話だから、別の話の協議をするのであれば持ち帰りにしていただきたい。

【石田委員】 赤嶺委員がおっしゃっていることは最もだと思っている。前回示されてそうだとまとまったものであるから、まずはこの形で進めて、また回していく中で、今言ったような課題が見えてくると思うので、それについてはまた協議をして、合意ができた場合には進めていくとしていけばよいと思う。異論はないので、これで進めていくという方向を取っていただけたら、これで行こうと会派の中で話をしてきたので、非常にありがたいと思う。

【星野委員】 堀口委員の案について、私はこの文章だけでは足りないと思っている。結論から言うと、議会側も市側に対してその代わりとしてこういう積極的な対応をしていきますということがないと、真の意味で双方で尊重し合うということにはならないと思う。なので、私としては議会側の努力の文章も書くべきであろうと思う。例えば議会としても、13時以降、連絡が取れるよう議員もできるだけ庁内に待機しますとか、そういう文章を入れないとあまり意味がないと感じる。もう一点、事務局も私たちからすれば市側の職員なので、そこも配慮しなければいけないというのが新たに出てきたので、赤嶺委員が言うように持ち帰らせていただきたい。

【福本委員長】 星野委員に確認するが、案も含めて持ち帰りたいということか。

【星野委員】 そうである。

【河端副委員長】 申し入れ(案)の4行目で、「以前は昼休み終了後に連絡が行われており、議員・職

員双方が昼休みをしっかりと確保できる運用がなされていました。」とあるが、私は議員になって3期目だが、以前、そういう状況になっていたのか自体がよく分かっていないところがあるので、文章としてこれを入れる必要があるのかと思うのが一点。また、「昼休みは、議員にとっても職員にとっても、」というのもわざわざ明記する必要はないと思ったがどうか。

【堀口委員】 昼休みに電話がかかってくるようになったのは最近というか、そんなに経ってないかと思う。もちろん全くなかったわけではないけれども、12時になった途端に電話がかかってくるということは、以前はなかったと思っている。例えば、以前は昼休みに来るにしても12時半過ぎとか、通告書の持ち帰りの時間があったからというものもあるかもしれないが、限りなく13時に近い状況の中で職員から申し訳ありませんと電話をいただくが、あえて、以前はこういう運用がなされていたことを例示したほうが伝わるかと思い、書かせていただいたもので、もしここを書かなくても趣旨が伝わるということであれば、私はそれを削っても何ら支障はないかと思う。ただ、今読み返して「議員にとっても、職員にとっても」という文は確かにいらないと感じた。

【福本委員長】 以前は、という一文について、昔と今で対応が変わったのか事務局に確認する。

【議事係長】 以前は、通告書を紙で事務局前のカウンターに並べて、各部の庶務担当課が取りに来る対応であった。今は、それをPDFファイルにして電子データで渡す形になっている。そういったところの対応は変わっているが、ほかの部分は特段変わっていないと思う。通告締切りが総務常任委員会の日なので、委員会再開後は総務常任委員会委員の方は連絡が取れないところについても、従前も今も変わっていないと認識している。

【鳥淵委員】 私も皆さんの意見に賛成である。細かい微調整もあるかと思うし、今日も長時間になっているのでできれば持ち帰りにしていただきたい。基本これでいいと思うが微調整をした上で表現も含めて、持ち帰りということではいかがか。

【吉田委員】 私も堀口委員の案には賛成である。昼休み過ぎに流すことでいいのではないかと思っているが、事務局の休み時間がという問題があるので、そこはしっかりと時間がかかることに関しては休み時間を取っていくというところも協議しなければいけないので、一度持ち帰りでもいいかと思う。

【中村委員】 前回堀口委員から話があったときは、議員側が昼休みに電話がかかってくるからという話からスタートしたと思う。でも、今の話の中で職員の昼休みを確保しようみたいな話にもなっているので、その辺の観点は少し違うので持ち帰りをして、もちろん我々のこともだが、職員の過重労働というほどではないかもしれないけど昼休みが確保できないのは問題だと思うので、その辺のことも含めて検討したいと思う。

【福本委員長】 先ほど来、持ち帰りをしたいという会派が多いが、今回は持ち帰りとする形でもよいか。

【石田委員】 持ち帰りになった場合は、この会期内にまだ本委員会があったと思うが。

【福本委員長】 本会議最終日の終了後に開催予定である。

【石田委員】 そのときまでに話をまとめるという理解でよいか。

【福本委員長】 そうである。

それでは本件については各会派に持ち帰っていただき、次回、再度協議することとしたいがよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

【赤嶺委員】 持ち帰るのは今回の提案のみか。

【福本委員長】 私は堀口委員からの案について、各会派に持ち帰っていただき次回の本委員会で再度協議しようと思っていたが、ほかに何か協議することがあるか。

通告の期限等について意見があったが、それについてどうするということところまでの話にはなっていないかと思う。

【石田委員】 堀口委員が今回作っていただいた文案で、今いろいろ出てきた課題意識、協議などこれらを踏まえてこういうふうにしたほうがいいのではないかというのを、各会派で持ってくるという認識でよいか。

【福本委員長】 各会派で協議していただいて、これでよいのかそれともこういうふうに修正したほうがよいのではないかということ各会派で……。

【井上委員】 次回、新たに各会派の意見を持ち寄るといって、またそこからの議論があるので、微調整を堀口委員にさせていただいて、次回その文案を持ってきていただいたほうがスムーズではないかと思う。

【福本委員長】 ただいま、井上委員から提案があったが、堀口委員はそのような形でよいか。各会派で意見があれば堀口委員にお伝えいただいて、集約した形で堀口委員から、再度提案していただくということかと思うが。

【堀口委員】 いただいた意見を基に修正させていただいて、それを事前に示しながら準備をしたいと思うが、ただその通告の時間のこととか、配布時間、配信の時間とかは、別の議論にしないでごっちゃになってしまうかと思うので、今回申入れをさせていただいて、市側の意見とか思いもあると思うので、そこと今後、どういう形がお互いにとってベストなのかというところを探っていければいいかと思うので、今回は、申入れは一旦こういう形でさせていただければと思う。

【福本委員長】 堀口委員からの説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのようにお願いします。

(3) その他

【福本委員長】 ほかに皆さんから、何かあるか。

なければ、これで閉会する。

午後2時53分 閉会

